

第13回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (9月4日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○認定第4号及び報告第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○議案第219号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	26
○議案第220号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第221号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第222号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第223号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○請願・陳情について	35
○散会の宣告	35

第2号 (9月5日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37

○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	37
○開議の宣告	38
○一般質問	38
木原秀男君	38
古川文雄君	55
菊地洋君	72
橋本喜一君	84
○休会について	93
○散会の宣告	93

第3号（9月14日）

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	95
○出席議員	95
○欠席議員	96
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	96
○事務局職員出席者	96
○開議の宣告	97
○議事日程の報告	97
○決算審査特別委員長報告（認定第4号）及び報告に対する質疑、討論、採決	97
○議案第224号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第225号及び議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第228号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第229号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第230号～議案第232号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○決議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長（請願・陳情について）及び報告に 対する質疑、討論、採決	110
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	115

○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 1 5
○日程の追加	1 1 6
○意見書案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○閉議の宣告	1 1 8
○町長挨拶	1 1 8
○閉会の宣告	1 1 9
○署名議員	1 2 1

鏡石町告示第54号

第13回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月30日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成30年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

不応招議員（なし）

第 1 号

平成30年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 認定第 4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告第 49号 平成29年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 8 議案第220号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第221号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第222号 平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第11 議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
日程第12 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君		

欠席議員（2名）

11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
総務課長	柳沼英夫君	税務町民課長	橋本喜宏君
福祉こども課長	関根邦夫君	健康環境課長	菊地勝弘君
産業課長	根本博君	上下水道課長	吉田竹雄君
都市建設課長	小貫正信君	教育課長	角田信洋君
会計管理者兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君
農業委員会 会長	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

ただいまから第13回鏡石町議会定例会を開会いたします。

本日は議長が病気欠席のため、副議長であります私、小林が地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長を務めます。

◎議会運営委員長報告

○副議長（小林政次君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） おはようございます。

それでは、今議会の会期予定及び議事日程をご報告します。

第13回鏡石町議会定例会会期予定表（案）。

平成30年9月4日火曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○副議長（小林政次君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日ここに、第13回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

きょうの夕方からあすにかけて、非常に強い台風21号が接近することから、この後でありますけれども、防災無線により町民の皆さんに万全を期していただくよう呼びかけをすることといたしております。

そして、ことしの夏は、全国的な猛暑、いわゆる危険な暑さとまで言われる暑さとなりまして、また、西日本を中心に台風等による大規模な災害が発生いたしました。

本町においては、雨が非常に少ない日が続きまして、羽鳥ダムも渇水により十分な放水ができず、水稻の生育に影響が懸念されます。これから収穫の時期を迎えますので、今後の天候に期待をし、影響が少ないことを願うものでございます。

今定例会につきましても、決算認定のほか、教育長の選任、条例の一部改正、工事請負契約の締結、各会計補正予算を合わせまして16件の提案を予定しております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、11番、木原秀男君、12番、渡辺定己君の2名であります。

◎議事日程の報告

○副議長（小林政次君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（小林政次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（小林政次君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○副議長（小林政次君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果をご報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめてご報告させていただきます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成30年5月分、平成30年6月分、平成30年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成30年5月分につきましては、平成30年6月22日金曜日午前9時54分から午後12時5分まで、平成30年6月分につきましては、平成30年7月25日水曜日午前9時50分から午前11時50分まで、平成30年7月分につきましては、平成30年8月24日金曜日午前10時から午前11時52分まで。

3、実施箇所、いずれも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の方々のご出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成30年5月分、平成30年6月分、平成30年7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（小林政次君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団の議会報告を申し上げます。

平成30年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成30年7月10日火曜午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第5号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例。

以上、承認をされまして終了いたしました。

なお、詳細につきましては、添付資料がありますので、お目通しをいただきたいと思えます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 次に、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、こんにちは。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成30年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会。

議事日程第1号、平成30年7月18日水曜日午前10時30分開議。

第1、会期の決定、本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、1番、古殿町選出の議員であります。14番は鏡石、私であります。

第3、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第7号 石川消防署庁舎新築工事のうち建築主体工事の請負契約締結について。

第5、報告第1号 平成29年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算継続費の通次繰越しについて。

なお、いずれも可決承認されております。

詳しくはお手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○副議長（小林政次君） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○副議長（小林政次君） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東京電力が6月14日、東京電力福島第二原子力発電所の4基全てを廃炉にする方針を表明しました。福島第二原発の廃炉については、県や県議会が再三にわたって要請してきただけに、遅すぎた表明となりましたが、内堀知事は、廃炉方針を表明したことに「重要なスタートになる」と述べられました。現在、廃炉作業が続いている第一原発と稼働していない第二原発は県民復興の足かせとなっていることから、今回の表明により廃炉作業が早急に進むことを願うものであります。

ことしの夏は、全国的に危険な暑さとまで報道される猛暑が続き、観測史上に残る記録的な数字も各地で観測されました。また、西日本を中心として北海道や中部地方など全国的に広い範囲で台風7号と梅雨前線の影響による平成30年7月豪雨が発生し、気象台からは命にかかわる非常事態とされる大雨特別警報が実に11府県で発表されるなど、特に西日本の多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害により死者数が200人を超える大災害となりました。亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、一刻も早い復旧が図られることを願うものであります。

本県においても連日猛暑となりましたが、雨については非常に少ない状況が続き、町では熱中症予防や上水道の節水をお願い、さらには農作物の管理について注意を促してまいりました。

特にことしの水稻の生育状況については、春先から高温が続き、例年より1週間程度早い生育となりましたが、7月には降雨がほとんどなく、羽鳥ダムの貯水量も大幅な渇水状態で推移したことから、病害虫や立ち枯れによる収量の減少と品質の低下が心配されています。また、野菜、果樹等についても、高温と渇水の影響により収穫量の減少と品質の低下が見られることから、今後の天候回復を期待し、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

さて、8月発表の月例経済報告によると、日本経済は本年1月から継続して、景気は緩やかに回復しているとされ、先行きについても、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されています。政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとするため、経済再生と財政健全化の双方を実現していくこととし、さらには平成30年7月豪雨による被災者への生活支援及び被災地の復旧・復興を迅速に進めるとされています。

2020東京オリンピック聖火リレーにおける出発日及び出発地が、3月26日、福島県からスタートすることが決定されました。聖火リレーのルートは、基本的な考え方として、日本全国47都道府県を回り、できるだけ多くの人々が見に行くことができるルートとされています。東京大会は、復興オリンピック・パラリンピックとしての位置づけを強く意識して検討を進めてきたことから、被災3県の一つである本県を出発地とすることで、聖火リレーのコンセプトである「希望の道を、つなごう」に沿って、困難を乗り越える力や不屈の精神を全国に受け継いでいくリレーとしたい考えから決定されたものであります。各都道府県内のルート案については、今後基本的な考え方を踏まえて、それぞれの実行委員会で選定が進められる予定となっています。

100回目の記念大会となる全国高等学校野球選手権大会は、大阪桐蔭高校の2度目の春夏連覇で幕を閉じました。本県代表の聖光学院は、残念ながら1回戦で敗れましたが、同じ東北勢の金足農業高校が公立学校として決勝まで進み、優勝候補筆頭に挑みましたが、東北に優勝旗を持ち帰ることはできませんでした。一人で投げ抜いてきた金足農業の吉田投手と選手たちの最後まで諦めないプレーは私たちに熱い感動を与え、素晴らしい記念大会となりました。

町における6月定例議会以降の主な出来事では、第15回鏡石あやめ祭りは、好天の中、6月23、24日の2日間、鳥見山公園で開催され、新企画として実施した「おはようあやめ健康ウォーキング」には、早朝にもかかわらず多くの参加をいただきました。オープニングセレモニーでは、群馬県大泉町、村山町長の参加をいただき、あやめ祭りに華を添えていただきました。ことしのあやめについては、春先からの高温により開花が早かったものの、町内外から約6,000人の来場者でにぎわいを見ることができました。

7年目となりました田んぼアート事業については、例年より10日遅い6月2日に田植えを行い、6月22日から一般観覧を開始したところですが、昨年より5日おくれの8月25日に2万人を突破することができました。田んぼアート事業の特徴として、毎年絵柄が変わり、生育によって変化することから、町内外から多くの方々が二度三度と観覧をいただき、大変盛況となっております。来場者へのおもてなしとして取り組んでいる田んぼカフェでは、「かんかんてらす」の出張販売を初め、町内の協賛店などによる特産品のPRや販売を行い、好評を博しているところであり、商工会、飲食店業部会との連携による田んぼアートグルメ券の配布も行い、今後も田んぼアート応援サポーターの募集や、稲刈り体験イベント、3年目となる「きらきらアート」などを通じて、町内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげてまいりたいと思います。

8月5日には、鏡石ふるさと祭りが開催され、鳶土木工業連合会須賀川支部による梯子乗りが初めて行われるなど、子供から大人まで楽しめる各種イベントを実施し、大変多くの町

民でにぎわい、町の子供たちが元気に集う一日となりました。

8月10日、道の日、道路を美しく維持管理するための啓発活動が全国的に実施されていますが、本町におきましても、鏡石建設業協同組合のご協力をいただき、16回目となるボランティア作業を実施したところであります。夏の時期は道路脇の雑草対策などの要望も多くなることから、安全対策を優先し、計画的に道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策関連事業につきましては、第一小学校校庭にある埋設土の掘り起こし、搬出作業は夏休み期間中に終了し、国による中間貯蔵施設への搬出業務も完了したところであります。これで町内の除染による除去土壌の輸送は全て完了となりました。

放射能汚染に伴う自家消費野菜等については、放射能簡易測定センターにおいて引き続き調査を行い、町民の安全・安心な食生活の確保に努めております。

また、移動式ホールボディカウンター車両による放射線内部被曝検査については、各幼稚園、保育所で328名が検査を受けましたが、全員異常は認められませんでした。

風評被害対策としての農作物の放射能汚染検査については、昨年に引き続き検査機関に持ち込み実施しておりますが、農作物については全てで検出限界以下の結果となっており、今後も町内農作物の安全・安心を確認してまいります。

2年目を迎えた道路等側溝堆積物除去・処理事業につきましては、今年度6地区の土砂撤去を計画し、前期については3工区（鏡田東工区、仁井田鏡石4区工区、さかい工区）の作業が順次進んでおります。後期分の3工区（笠石東工区、笠石西工区、旭町工区）につきましては、8月末に入札が執行され、完了に向け適切に実施してまいります。

5月16日にグランドオープンした鏡石まちの駅「かんかんでらす」は、町内農業者を初め、50名を超える方々から新鮮な農産物や特産品、手工芸品の出品をいただき、多くの方に憩いの場を提供し、町のにぎわい創出に寄与しているところでありますが、まだまだ「かんかんでらす」を利活用する余地は多い状況でありますので、今後もさまざまな意見を取り入れながら、より親しまれる施設となるように努めてまいります。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野別における状況であります。1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として行財政の改革として取り組んでいる町税等収納率向上対策事業につきましては、収納グループ設置から2年が経過し、収納率向上のための方策が徐々に効果を上げており、中でも平成28年度から本格的に運用を開始したコンビニ収納業務については、平成29年度の利用件数では8,678件、前年度比1,215件の増、税額で約1億3,300万円、前年度比2,100万円増と予想を上回る成果が上がっております。今後も収納額及び収納率の向上に向けて引き続き事業を進めていきたいと考えております。

今年度町税の課税におきましては、4月の軽自動車税を初め、固定資産税、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者保険料の各税目とも当初課税が終了しております。

また、固定資産評価替えに係る調査事業につきましては、今年度が3年ごとに行われる固定資産評価替えの基準年度となり、3年後に予定されている評価替えに向けて、土地の評価並びに路線価の設定などを進めてまいります。

社会保障・税番号制度につきましては、本格稼働に向け準備が進められているところであります。マイナンバーカードの発行状況につきましては、現在、全国の約10%に対し、本町においては1,103件で約9%弱の交付割合となっております。引き続き本制度の周知及びカード発行の推進に努めてまいります。マイナンバーの利用につきましては、まだまだその利用範囲が限られており、普及促進には利便性の高い利用の広域化が求められているところであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業につきましては、中学3年生を対象とした土曜学習会については、数学、英語の基礎的な学力の向上を目指して、元中学校教師等を講師に迎え、7月28日から2月23日まで土曜日を活用した学習会を25回開催してまいります。

語学指導等外国青年招致事業については、新任のレイチェル・ジューキ先生が8月6日に着任しました。今後は中学生を主に、幼稚園及び保育所において語学指導助手として英語の語学力向上に尽力されることを期待しております。

元気キッズサポーター派遣事業については、6月からかがみいしスポーツクラブに事業を委託し、小学校2校に元気キッズサポーターを派遣して、多様な運動に親しむことや運動する楽しさを体感できる機会を設け、運動に取り組む環境づくりを進めることにより、児童の体力向上を目指しているところであります。

今年度の文化講演会は、10月2日に北朝鮮拉致被害者であった蓮池薫氏を迎え、「夢と絆」と題して開催することになりました。8月2日から入場整理券の販売を開始したところであります。

また、11月4日に開催する第13回鏡石駅伝・ロードレース大会は、8月31日からエントリーを始めたところであり、多くの皆様を迎え開催できるよう努めてまいります。

次に、町民の健康づくり支援における集団検診については、8月30日から11月11日まで各地区集会所や町公民館を会場に実施しておりますが、医療機関での個別検診についても9月1日から来年1月31日まで実施することとしており、より多くの皆さんが自分の健康チェックのために受診していただくよう努めているところです。

また、高齢者の食生活改善を目的とした生き生き幸せ食生活応援団事業につきましては、管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室、さらには幼稚園、保育所での食育教室に

も取り組んでおります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、第8期高齢者保健福祉計画並びに第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者を初め、全ての町民が安心して暮らし、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防を重視した施策に取り組むとともに、新たな生活支援として町シルバー人材センターが取り組む家事援助サービス事業を支援してまいります。

今月15日には、鳥見山体育館において、75歳以上1,679名の方々をお招きして恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いいたします。

児童福祉の充実としては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など総合的な子育て支援策の推進に努めてまいります。

認定こども園整備事業における認定こども園ぶどうの木園舎増改築事業につきましては、園舎部分が完成し、県の中間検査を経て新しい園舎での保育が始まりました。今後は3月を目途に遊戯室などの改築を進めているところです。

障がい者福祉の充実においては、第5期障がい者福祉計画に基づき、町民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができる町を目指してまいります。なお、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として8月末現在で7,553万1,000円を給付いたしました。

国民健康保険事業については、今年4月から運営が都道府県単位に広域化され、現在のところ特段の問題もなく進捗しているところです。

消費者行政事業につきましては、平成27年度から天栄村と共同で本町に消費者生活相談室を設置し、昨年度の相談件数は12件でした。相談だけでなく、契約の破棄や振り込み金の返還など、県消費生活相談室と連携して解決が図られた事案もあり、今後も継続してPRしてまいりたいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」については、農業の振興として、平成10年に策定された農業振興地域整備計画を20年ぶりに見直すため、今年度と次年度の2カ年度で業務を進めてまいります。今年度は農家の意向調査や基礎調査を行い、町の農業施策の根幹となる本計画の総合的な見直しを進めてまいります。

昨年度から取り組んでいる農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画に基づき、生産拡大に向けた栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図るための実証展示圃場を設け、関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところであります。

次世代を担う新規就農者の支援を図る農業人生応援プロジェクト事業にあつては、昨年度の3名に加え、新たに1名に農業次世代投資資金の交付を予定しており、今後とも後継者育成と農業経営の安定に向けた支援に努めてまいります。

ことしの鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りは、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催により「活」をテーマに10月6日土曜日の開催が決定し、商工会や関係団体と準備を進めているところであります。祭りを通じて、町内外の集い、交流、にぎわいの創出とまちの活性化を図り、さらには田んぼアートや「かんかんてらす」との連携で経済と交流の波及を進め、町の観光資源の活用、情報発信を行うことを目的にさまざまなイベントを企画しておりますので、多くの皆さんに喜んでいただけるものになるよう進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましても鏡石駅東第1土地区画整理事業については、第1工区の5区画分について、保留地販売の申し込み受け付けを8月30日で終了いたしました。今回5名の申し込みがあり、複数の申し込みがある区画については、9月9日の抽選会で購入者を決定する予定です。

また、第1工区内の街区公園設計業務を発注しましたので、地域の皆さんが利用しやすい公園となるよう計画を進めてまいります。

今年度から着手しました第3工区につきましては、8月10日に鏡石駅東第1土地区画整理審議会を開催し、第3工区の換地計画（案）について審議していただきました。現在、この案に基づいて地権者説明を個別に実施しております。地権者の皆様の合意がまとまり次第、第3工区の工事などに着手することができますので、取りまとめの完了に向けて推進してまいりたいと考えております。

幹線道路網の整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、東北自動車道にかかる跨道橋の改修設計業務の発注が完了しました。また、国道4号鏡石拡幅工事に関連する大池交差点接続工事についても、国道側の工事に合わせ順調に工事が進んでいるところであります。

公園施設長寿命化対策支援事業につきましては、鳥見山公園野球場フェンス改修工事の入札を8月22日に執行し、施工業者が決定いたしましたので、野球場の利用期間終了をめぐり工事に着手してまいります。

次に、水環境の基盤整備である上水道第5次拡張事業については、新浄水場の建設に当たり、工事発注に必要な工事費の積算を目的とする委託業務を発注いたしました。そのほか拡張事業につきましては、導水管、配水管の布設工事について発注準備を進めており、特にJR東北本線の線路下に配水管を布設する推進工事については、JR東日本に設計確認申請書を提出し、認可がおり次第、工事を発注する予定となっております。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により下水道施設の長寿命化対策を

計画しており、今年度予定している施設の更新については、既に発注をしたところであります。

次に、平成29年度決算の概要について申し上げます。

平成29年度における国の経済動向については、アベノミクスの推進により、雇用、所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、好循環が進展しているとされ、今回の景気回復の長さは、いざなぎ景気を抜き、いざなみ景気に次ぐ戦後2番目となることが確実視されています。

このような財政環境の中で、我が町においては、国における抜本的見直しと歩調を合わせ、財政健全化を進めながら持続可能な財政構造を確立することを最重要課題としつつ、2021年度を目標とした第5次総合計画の実現に向けた各種事業に対し、重点的かつ効果的な予算配分と執行に努めてまいりました。

平成29年度の一般会計決算については、歳入57億8,772万2,000円、前年度比91.75%、歳出56億7,996万8,000円、前年度比91.79%となり、形式収支で1億775万4,000円、翌年度繰越財源等を差し引いた実質収支は9,905万円の黒字決算となったところであります。

平成29年度末における普通会計の町債残高につきましては54億141万8,000円となり、駅東土地区画整理事業の伸展に伴う借り入れにより前年度比1億3,679万3,000円の増額となりました。今後とも起債の抑制や繰上償還による計画的な財政運営に努めてまいります。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で9.3%、対前年度比0.7ポイントの改善、将来負担比率については39.4%、対前年度比12.1ポイント増となりました。

平成29年度の上水道会計を除く全会計の総決算では、95億531万7,000円、前年度比96.89%の歳入に対して、92億7,394万4,000円、前年度比96.71%の歳出となり、実質収支で2億2,101万5,000円、前年比110.26%の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,937人、前年度比3人減、給水契約4,624件、前年度比52件増、年間給水量は127万743立方メートルで前年度に比べ3万4,951立方メートルの減少となり、1日平均給水量は3,481立方メートルでした。

収益的収支における収支決算においては、収入決算額では2億9,045万7,000円、支出決算額は2億2,030万6,000円で、収支差額では7,015万1,000円となり、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額等を除き、4,952万3,000円が当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか9つの特別会計並びに上水道事業会計の全11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第49号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、前教育長、高原孝一郎氏の退任に伴い、新任教育長の同意をお願いしたく提案するものであります。

議案第220号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、機能別消防団員制度を導入し、女性消防隊を消防団に編入するための所要の改正を行うものであります。

議案第221号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法である認定こども園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第222号 平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであり、議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結については、納入業者が決定いたしましたので議会の議決をお願いするものであります。

議案第224号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として、普通交付税2,593万5,000円の減額、平成29年度繰越金6,904万9,000円の増額であります。主な歳出については、財政調整基金積立金3,500万円、臨時福祉給付金返還金786万2,000円の増など、総額で7,780万4,000円の増額補正予算であります。

議案第225号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、税額の確定及び前年度繰越金の補正であり、議案第226号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の整理であります。

議案第227号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と国等の補助金、給付費負担金等の確定に伴う増額補正で、議案第228号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）から議案第231号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第232号 上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、受託工事の収入及び浄水場修繕費の増に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎認定第4号及び報告第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（小林政次君） 日程第5、認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第49号 平成29年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足

比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第5及び日程第6についての2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊決算書の1ページをお開き願います。

別冊決算書の1、2ページ、こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計でございます。歳入が57億8,772万2,000円、歳出が56億7,996万8,000円。

2ページになります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億775万4,000円、次に形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が9,905万円、次に平成29年度実質収支から28年度の実質収支を差し引いた単年度収支が793万7,000円のマイナスとなっております。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が16億9,837万8,000円、歳出が15億9,569万4,000円、形式収支並びに実質収支が1億268万4,000円、単年度収支が3,176万4,000円の黒字となっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億224万1,000円、歳出が1億176万6,000円、形式収支並びに実質収支が47万5,000円、単年度収支が35万7,000円の黒字となっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が10億227万1,000円、歳出が9億8,770万7,000円、形式収支並びに実質収支が1,456万4,000円、単年度収支が215万7,000円のマイナスとなっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が3,005万4,000円、歳出が3,000万円、形式収支並びに実質収支が5万4,000円、単年度収支がゼロであります。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が1億673万4,000円、歳出が1億645万3,000円、形式収支並びに実質収支が28万1,000円、単年度収支が42万8,000円のマイナスとなっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億9,814万1,000円、歳出が1億9,631万5,000円、形式収支が182万6,000円、実質収支が39万4,000円、単年度収支が19万5,000円のマイナスとなっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が597万2,000円、歳出が597万1,000円、形式収支並びに実質収支が1,000円、単年度収支が1万9,000円のマイナスとなっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が5億321万6,000円、歳出が5億28万5,000円、形式収支が293万1,000円、実質収支が270万9,000円、単年度収支が91万円のマイナスとなっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が7,058万8,000円、歳出が6,978万5,000円、形式収支並びに実質収支が80万3,000円、単年度収支が10万1,000円の黒字となっております。

10会計の合計でございますが、歳入が95億531万7,000円、歳出が92億7,394万4,000円、形式収支が2億3,137万3,000円、実質収支が2億2,101万5,000円、単年度収支につきましては2,057万6,000円の黒字となっております。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから3ページにつきましては総括事項でございますが、平成29年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算概要についてご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成29年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございますが、5ページのほうになります。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして、水道事業収益につきま

しては決算額が2億9,045万7,653円となりました。

支出につきましては、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、水道事業費用につきましては決算額が2億2,030万6,065円となりまして、当年度は差し引き7,015万1,588円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、(2)として資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、企業債と負担金並びに補償金を合わせた資本的収入につきましては決算額が2億5,435万7,899円となりました。

次に、支出については、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきましては決算額が3億3,586万216円となりました。

次に、6ページの表の下の欄をごらんいただきたいと思えます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,150万2,317円は、過年度分損益勘定留保資金4,287万3,349円、建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,130万8,049円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等767万9,081円を除いた1,362万8,968円で補填をしたところでございます。

以上、認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げました。ご審議をいただき認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（小林政次君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

続きまして、報告第49号 平成29年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして報告いたします。

平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査意見を付して報告するものでございます。

別紙につきましては、別冊で平成29年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付になっておりますので、1ページをお開きいただきたいと思えます。

2の審査結果の(1)総合意見の一覧表に記載のとおり、平成29年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額が発生しないため該当しませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、平成29年度が9.3%と前年度比0.7ポイント改善され、④の将来負担比率につきましては、平成29年度が39.4%と前年度比12.1ポイント増加

いたしたところでございます。

実質公債費比率及び将来負担比率の変動の要因といたしましては、昨年度に引き続き元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為であります国営隈戸川改良事業の負担額の減少や、特別養護老人ホーム長沼ホームの建設事業に係る負担金の終了によるものであります。公営企業への繰り出し基準額の算定方法が変更されましたことから、実質公債費比率についてはわずかな改善、将来負担比率については増加する結果となったところであります。

次に、2ページの平成29年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてでございますが、平成29年度におきまして水道事業会計における資金の不足額がなかったため、該当しませんでした。

以上、監査委員の意見を付しまして提案理由の説明を申し上げます。ご承認賜りますようお願いをいたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第49号 平成29年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） それでは、平成29年度各会計歳入歳出決算の審査並びに平成29年度財政健全化審査及び平成29年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、意見を付して結果を報告申し上げます。

初めに、各会計の決算について申し上げます。

なお、計表の数字は省略させていただきますのでご了承願います。

平成29年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成29年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成29年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

- (10) 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成29年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成29年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成29年度各基金の運用状況

2 審査の期間

平成30年8月6日から平成30年8月9日まで。

ただし、上水道事業会計は平成30年5月25日に実施いたしました。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業会計ほかの決算概要及び意見は次のとおりである。

1 各会計の総括

(1) 決算規模

一般会計及び特別会計の決算額は以下のとおりである。

一般会計と特別会計を合算した決算総額は、歳入95億531万7,645円、歳出92億7,394万3,900円である。決算総額の前年度対比は、歳入3億519万3,512円減、3.1%減、歳出3億1,483万1,726円減、3.3%減といずれも減少した。

また、重複額を総計決算額より控除した純計決算額は、歳入88億8,586万5,117円、歳出86億5,449万1,372円である。前年度と比較すると、歳入4億1,132万951円減、4.4%減、歳出4億2,095万9,165円減、4.6%減となった。

(2) 決算収支

総計決算での決算収支結果は次のとおりである。

総計決算による形式収支（歳入歳出差引残額）は2億3,137万3,745円、実質収支（翌年

度へ繰り越しすべき財源を差し引いた額)は2億2,101万6,145円の黒字となった。前年度赤字であった単年度収支(当年度実質収支マイナス前年度実質収支)は当年度2,057万7,614円の黒字に転じた。

(3) 財政の構造

財政構造について普通会計(一般会計、土地取得事業特別会計、育英資金貸付費特別会計、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の4会計の純計)により分析した。

①歳入の構成

自主財源と依存財源の構成比推移は次表のとおりである。

平成29年度の自主財源構成割合は37.1%で前年度比0.2%増と、わずかに改善された。しかし、依然として依存財源に頼る構造である。後記「6 全会計の収納及び滞納状況」で示した町税ほかの滞納の改善を初めとした自主財源の確保が課題である。

②歳出の構成

普通会計における性質別歳出の状況は次のとおりである。

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費で構成され、その支出は義務づけられ任意に削減することができない経費である。この中で、扶助費については、高齢化社会となっている背景及び子供への支援等から増加基調にある。特に、保育所関連費の施設型給付費を当科目に計上することとなったため経費総額に占める割合が高い。今後も高水準で推移すると見られる。義務的経費の増加は、財政構造の硬直化を招き、新規財政需要への柔軟対応ができなくなるため注意しなければならない。

補助費等の大幅減少要因は、前年度において成田地区県営ほ場整備事業関連で清算金の支出が多額であったことによるもの。

また、投資的経費の増加は、当期中において町内2カ所の水路工事費1億4,161万6,000円、まちの駅関連費1億2,093万円、町民プール関連工事費1億3,885万4,000円と大口の支出があったことによる増加である。

③財政分析

財政力指数及び経常収支比率の推移は以下のとおりである。

財政力指数は、地方公共団体の財政上の能力をあらわす指標で、1に近いほど財政力が強いと見られるもの。当年度は、前年度と同様、わずかではあるが改善された。ただし、依存財源に頼る構図に変わりはない状況にある。

経常収支比率は、財政構造の弾力性の判断のための重要な指標である。低いほどよい。当年度は84.9%と横ばいの数字となった。まだまだ改善努力を要する。

(4) 町債の状況

町債残高(普通会計、特別会計)は次のとおりである。

普通会計における残高は、前年度比1億3,679万4,000円増加した。増加要因は、総務債の起債が2億3,370万円、土木債の起債が2億7,930万円であったことによる。一方、元金償還額は前年度比1億5,918万2,000円増と、償還も進んでいる。特別会計については償還額が上回り前年度比減となった。

(5) 債務負担行為の状況

当年度、全体の債務負担行為残高83.3%を占める国営限戸川土地改良事業分の償還が進んだことに伴い、残高は前年度比1億5,261万9,000円減の11億3,461万4,000円となった。

次に、項目2から4につきましては、それぞれ一般会計、各特別会計、上水道事業会計の決算概要をまとめたものであります。長文にわたりますため、ごらんいただくこととし、この場では省略させていただきますのでご了承願います。

11ページに移ります。

5 財産の状況

(1) 公有財産

土地及び建物の状況については、決算書記載のとおりである。うち、宅地については、岡ノ内住宅団地訴訟に係る土地の購入に伴い増加した。工業団地は、国道4号拡幅に伴う売り払いがあり減少した。

(2) 基金

基金の状況（平成30年5月31日残高）は、決算書4基金記載のとおりである。土地での運用している7,832万円を除いた現金での運用総額は25億4,069万7,000円で、前年同期比3,958万6,000円増加した。引き続き、計画的な積み立てを行い、財政基盤の盤石化を図るとともに有効な活用をしてほしい。

6 全会計の収納及び滞納状況（町税等個別徴収分の収納及び滞納状況）

本表は、平成29年度末現在における町税、諸負担金、諸使用料等全ての収納状況及び滞納状況を示したものである。

総体の未納額は、前年度比1,341万円減少した。不納欠損額も前年度比1,614万6,000円減少したが、滞納繰越分の収入額は前年度比1,894万5,000円のマイナスとなった。この結果、滞納繰越分の未納額残高は2億2,607万1,000円と依然として多額に上っている。町税、国民健康保険税で96%を占めており、この対応が課題である。

多額の滞納額が存在することは、当町の財政構造へ大きな影響を及ぼすものであり、今後も重要課題としその解決に取り組んでいかなければならない。厳しい姿勢でこの難題に取り組むことを再度お願いしたい。

第3 むすび

以上、平成29年度決算の概要及び審査意見を示した。

震災後、落ちつきを取り戻した状況下の決算結果である。この間、税収等、地方自治体の財政に大きな影響のある国及び地方の経済状況はいががであったか、検証してみる。

日本全体では、堅調な世界経済を追い風に、企業業績が好調、雇用環境、個人消費、民間設備投資等民需が改善し、経済の好循環が実現されつつあるとの政府見解が示された。

身近な福島県内の経済情勢についても、財務省は総合判断として、県内経済は回復しつつあるとしており、その要点として、個人消費がスーパー販売等において前年度を上回り回復しつつあること、また、生産活動はおおむね横ばい、雇用情勢も一部に厳しさはあるものの改善していること等を挙げている。先行きについても、原発事故等の状況に留意が必要としているものの、景気の回復が期待されるとし、明るく、不安材料はない。さらなる経済の活況を期待するものである。

当町は、昨年度より鏡石町第5次総合計画（後期基本計画）に基づき、計画の具現化へ努力中である。これらの経済環境をばねに積極的な施策を展開し、夢多き鏡石町を築いてほしい。

以上、決算審査につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

平成29年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各健全化判断比率は以下のとおりでございます。個々の比率は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成29年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

平成29年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

平成29年度の実質公債費比率は9.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は39.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

財政健全化審査につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果をご報告申し上げます。

平成29年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

計数は省略いたします。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成29年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（小林政次君） これより認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第4号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、

決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第49号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定によりまして議長において指名いたします。

平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、私、小林政次、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の9名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時25分

開議 午前11時39分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成29年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に長田守弘君、同副委員長に畑幸一君が選任されました。

◎議案第219号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第7、議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） [第219号議案を朗読]

○副議長（小林政次君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

前教育長でありました高原孝一郎氏が7月末日をもって退職となりましたことから、その後任として、須賀川市森宿字ウツロ坂23番地12在住の渡部修一氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

渡部氏は、福島大学を卒業後、昭和52年、郡山市立行健小学校勤務を振り出しに、郡山市及び須賀川市内の小学校に勤務し、平成12年からは県中教育事務所指導主事として勤務し、平成20年からは管理課長を務めるなど行政経験も豊富であり、須賀川市立第二中学校長、そ

して須賀川市立第一中学校長を最後に、平成27年3月に定年退職されて以来、現在まで須賀川市教育研修センター指導主事としてご活躍されております。

この間、岩瀬地区小・中学校長協議会会長、岩瀬地区教育研究会会長を務めるなど、豊富な教職員としてのご経験と指導力には定評があり、温厚で人柄もよく、教育長として最適任者と思われますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑を省略し、所管常任委員会委員長の意見を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、5番、菊地洋君。

〔総務文教常任副委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任副委員長 菊地 洋君） 議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについての賛成意見。

本来、総務文教常任委員会委員長の11番、木原秀男議員が賛成の意見を述べるのですが、本日欠席のため、かわって副委員長であります5番、菊地が、ただいま上程されました議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについて賛成の意見を申し上げます。

渡部修一氏は、昭和52年に大学を卒業後、本県の教員となり、町長の説明にありましたように、長年にわたり小中学校教諭として奉職され、教育実践者として輝かしい実績を残し、平成20年には県中教育事務所管理課長を経験され、その後、須賀川市立第二中学校、第一中学校校長を務められております。この間、岩瀬地区校長協議会の会長を務めるなど、すぐれた指導力には定評があり、温厚な人柄からも人望も厚く、教育長として最も適任であると思えます。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものであります。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、意見を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、議案第219号 教育長の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前 11時45分

開議 午前 11時47分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第220号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第8、議案第220号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第220号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

このたびの一部改正につきましては、機能別消防団員制度を導入し、現在の女性消防団員につきまして、活動業務を限定して消防団に編入するための所要の改正を行うものでございます。

次のページが、鏡石町消防団設置等に関する条例の一部改正の改め文でございます。

まず、第4条につきまして、消防団員の規定につきまして次の3項を加えるものでございますけれども、第3項及び第4項につきましては、消防団員をこれまでの団員とこのたび導入します機能別団員を区別するものでございます。第5項につきましては、機能別団員の活動業務を限定する規定でございます。

第5条、定員につきましては、これまで同様208名とするものであり、なお、配置につきましては規則に規定をさせていただきたいと考えております。

第2項につきましては、消防団員の退職報酬金につきまして、基本団員と機能別団員を区別し、掛金の算定から控除する規定でございます。

第14条、宣誓の規定中、別表第2を別表第1と改め、第15条、報酬の第1項規定中、支給対象の消防団員を基本団員に、別表第3を別表第2に改めるものであります。

第16条、費用弁償としての旅費につきましては、第1項中別表第3に規定されていた部分

を削除し、町職員に支給する旅費相当額に改めるものであります。

第17条、出場手当の規定中、別表第4を別表第3に改めまして、別表第1を削除し、別表第2を別表第1とし、別表第2としまして第15条、報酬規定を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表第3を機能別団員の出場手当を加えて改めまして、別表第4を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年1月1日から施行するとするものであります。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第220号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の運営上、昼食を挟み午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時51分

開議 午後 1時00分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第221号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第9、議案第221号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第221号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法第3条第9項が同条第11項に繰り下がったため、条例の一部を改正するものであります。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改める。

附則としまして、公布の日から施行する。

以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第221号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第222号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第10、議案第222号 平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第222号 平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い、剰余金の処分につきまして、特定の目的に使用するための積み立てをするもの、また、積立金を取り崩し、補填財源として使用したものを資本金として組み入れるものにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金、平成29年度末残高9,779万6,692円。議会の議決による処分額7,700万円。減債積立金の積み立て200万円。建設改良積立金の積み立て5,000万円。組入資本金の増加2,500万円。組入資本金の増加につきましては、これまでも建設改良積立金を取り崩して建設改良費の補填財源と使用してきたときは直接組入資本金に組み入れておりました。今回、公営企業制度の改正によりまして、一旦未処分利益剰余金に振りかえて、議会の議決を経て自己資本金に組み入れる手続が必要となったためでございます。処分後残高2,079万6,692円でございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これを持ちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これを持ちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第222号 平成29年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第223号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第11、議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

9ページになります。

本件につきましては、町の消防力の強化を図り、26年5カ月が経過いたしました旭町第9分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するものでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1番、契約の目的といたしましては、小型動力ポンプを備えた積載車1台を購入するものでございます。

契約の方法については指名競争入札、契約の金額は799万2,000円、税込みでございます。

契約の相手方につきましては、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地、和田自動車

株式会社代表取締役、和田純一でございます。

なお、納入期限は平成31年3月15日になってございます。

このたびの購入に係る入札につきましては、8月10日に指名業者5社によって執行したところでございまして、5社につきましては、トーン株式会社、郡山市、株式会社磐水社白河営業所、白河市、株式会社ホシノ郡山支店、郡山市、和田自動車株式会社、郡山市、有限会社渡辺鉄工消防用品、田村市の以上5社でございます。

以上、議案第223号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま上程されました議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について2点ほどお尋ねをいたします。

まずは、多分一昨年、第6分団に消防自動車1台購入があったと思うんですが、今回9分団、旭町ということで購入ということになるようではありますが、今後の購入計画についてお尋ねをいたします。

それから2点目が、現在各分団の団員数は定員を満たしておらず、小型車とそれから普通消防自動車と2台を有している分団があると思うんですが、その稼働率の実態についてお伺いをしたいと思います。

この2点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員の質疑にお答えいたします。

まず、1番の今後の購入計画でございます。

町消防団は9分団ございまして、積載車だけが4分団、ポンプ車と積載車を持っているのは1分団、2分団、4分団、5分団でございます。その積載車だけにつきましては、購入は大体今4台ほどもう更新を終わりにして、一番古かった9分団を今回更新したと。その次に古いのが、7分団が16年経過ということで、まだまだ使えるのかなと。ただ、ポンプ車と積載車を持っておる今言いました1分団、2分団、4分団、5分団につきましては、ポンプは更新をいたしました。積載車については今のところ更新が済んでいないというところでござ

ございまして、当然ながら古い順に更新するのが当然でありますけれども、近年の消防団員の減少によりまして、やはり稼働率が減少しているということもございまして、今後、支援隊もできましたので、積載車、普通車ですけれども、やはり小型ポンプは必要だろうという観点から、軽自動車の積載車、あるいは更新しないでポンプ車だけにするかというような議論がまだ煮詰まっておりませんので、その辺のところを煮詰めながら今後検討させていただきたいと。

次に、2番の定員でございます。

1分団について、あと5分団についてはなかなか定員に達していない。2分団、3分団、4分団についてはほぼ達成しておりまして、特に2分団については定員より今のところ若干1名多いというような状況もございまして。

ですから、毎月1日と15日に実施しております機械点検につきましては、点検は実施しておりますけれども、実際の火災現場等につきましては、やはり団員が少ないところについてはなかなか2台を持っていけないという状況がございまして、やはり議員がおっしゃったように、稼働率はやはり低いのかなというところもございまして。稼働率は低いんですけれども、あるものは当然有事の際には必要でございますので、今後も点検をしていただいで、先ほど言いましたように、積載車の更新につきましては、支援隊の関係、団員の定員の関係等もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第223号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○副議長（小林政次君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○副議長（小林政次君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時17分

第 2 号

平成30年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年9月5日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君

欠席議員(1名)

12番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
総務課長	柳沼英夫君	税務町民課長	橋本喜宏君
福祉こども課長	関根邦夫君	健康環境課長	菊地勝弘君
産業課長	根本博君	上下水道課長	吉田竹雄君
都市建設課長	小貫正信君	教育課長	角田信洋君
会計管理者兼 会室長 農業委員会 会長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長 選挙管理 委員会委員長	柳沼和吉君
	菊地榮助君		大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

本日は議長が病気欠席のため、副議長である私、小林が地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長を務めます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○副議長（小林政次君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 木 原 秀 男 君

○副議長（小林政次君） 初めに、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

11番議員、木原秀男でございます。

久しぶりに1番くじを引き当てました。身に余る光栄と思っております。

きのう、おとといからきょうにかけて台風一過、危険な台風と言われております21号が北海道のほうに温帯低気圧となり去っていった次第でございます。被害が少なければよろしいかと思っております。ことしの夏は地球温暖化のせいかな危険な暑さを伴いまして、熱中症で死亡する人も多数出たところでございます。

そして、この夏は一番私が感動したことは2つございまして、1つは山口県周防大島町で起こった藤本理稀ちゃんの行方不明でございました。それが大分県日出町のボランティア、尾島春夫さん78歳により2日ぶりに救出発見された事件でございました。まさしく奇跡そのものではないかと思っております。これもひとつ神がかっている出来事だったのではないかと思っております。

もう1つは高校野球でございます。福島県代表の聖光学院が1回戦で敗退したために興味が半減しておりましたところ、秋田の金足農業が横浜高校を破り、あれよあれよという間に

準決勝まで進んでまいりまして、準決勝戦では日大三高に9回1アウト満塁から2ランスクイズで逆転勝ちした次第でございました。まさしく神がかっていたというふうなことではございますが、こういうことは作戦的にもあり得る作戦ではないということではございます。奇跡的な話をすれば、やはり夢みたいな出来事だったんで、無我夢中でやった中でのすばらしいプレーであったと思います。そして、指導者と選手全体が一体となり、最後まで諦めない訓練を重ねてきた成果と思われまます。爽やかなチームでございました。そしてまたすばらしいのは、強豪校でもなく、全国から有望選手を集めたでもなく、金足農業は公立高校であり地方の農業高校であるということで、ベンチ入り選手全員が県内選手であるということでした。改めて高校野球のあり方、すばらしさを考えさせられた次第でございました。

では、質問に入ります。

1、住環境についてでございます。

第一小学校旧4号線側周辺の住宅地の保全についてでございますが、鳥類は弱い動物でございますから集団行動をとり、習慣として高いところ、見えないところに生活拠点を置きます。しかし、人間との共生は困ったものと思っております。悪臭の連発では共生はかなわないものと思っております。いずれも迷惑をこうむるのは周辺住民の方たちですから、近辺には小学校や勤青ホーム、東邦銀行などございまして、町の中心でもあります。役場職員の方々も日常的に生活の行動をしている場でもありますので、知らないはずはありません。見て見ぬふりではなく、三人寄れば文殊の知恵とも申しますが、何かよい対策はないかということで、まずお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問に答弁申し上げます。

第一小学校旧道周辺のカラスのふん尿被害については、毎年6月中旬ごろから今月中旬ごろにかけて、第一小学校東側の樹木下の歩道などや役場交差点付近から勤労青少年ホーム付近までの電線の下歩道側が特にふん被害がひどい状況にあります。

これまで町としましてもカラスを追うため、カラスよけの器具等を用いた対策を行ってきました。また、カラスが電線の上で夜間過ごしている状況から、東北電力にカラス対策を要望し、カラスよけ器具の設置等の対策を講じていただいた経緯があります。しかし、どの方法も設置した時点は効果があるものの、カラスはすぐにそれらになれてしまい、これといった効果がなく現在に至っております。カラス対策については、今後も効果的な対策について情報収集に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) お尋ねしますけれども、その器具というのはどういうふうな器具なのか具体的に説明をお願いします。

○副議長 (小林政次君) 質問に対する答弁を求めます。
健康環境課長。

○健康環境課長 (菊地勝弘君) 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

町で行いましたカラス対策の器具については、まず鷹などの猛禽類の鳴き声等や音による追い払い、あとは職員が実際に懐中電灯の光を夜間用いましての追い払い。次に東北電力による対策では、電線に輪っか上のリングを設置をしたり、てんぐすのような細い糸状のものを電線に設置をしたり、そういった対策を行った経緯があります。

以上、答弁といたします。

○副議長 (小林政次君) 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) 今答弁いただいた全ての対策は、まずなかなか、私どもも前から関心を持っておったんですけれども、そういうものでは効果がなくて、カラスの利口さがうかがわれるわけでございます。もう一つ、今その中で出てこなかった対策としては、電気の柵をつくるとか、またイルミネーションのような方法もあるというふうなこともお聞きしたことがあるのですが、その方法の対策は考えられないか、お尋ね申し上げます。

○副議長 (小林政次君) 質問に対する答弁を求めます。
健康環境課長。

○健康環境課長 (菊地勝弘君) 11番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今ほどありました電気の柵等の対策については、まだこちらでは情報をつかんでおりませんでした。今後いろんな関係機関を通じまして、そういった対策についてできるものかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長 (小林政次君) 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) 確かにすばらしい案でも、やってみて実効が伴わなければ成功とは言えませんけれども、今時分のカラスは、ゆうべあたりは、もとのまるなか温泉の上空を飛んでおったようでございます。

②に移りますけれども、ふん害と悪臭との同居だけは人間の生活としてはご免こうむりたいと思います。周辺住民の小学生の児童生徒への健康被害の件についてでございますが、カラスのふん尿の件は、乾燥して固まり、そしてそれが人や車が踏みつけることによってほこ

りになり舞い上がり、人の口に入るといったパターンでございますが、その長い間には健康被害として罹患し、ぜんそくの原因となるのではないかと考えております。その辺の対策についてご答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

カラスのふん被害による周辺住民等、児童生徒への健康被害については、現在まで町には報告などは入っておりません。しかし、ふん被害による衛生上の問題や悪臭について、カラス対策に対する要望がございます。特にふん被害がひどい場所であります役場交差点付近から第一小学校側と勤労青少年ホーム側とも、夜になると樹木や電線にかなりの数のカラスがやってきてふんをする状況にあり、今年度もふん被害がひどい状況でありました。

それらの現状から、特に汚れのひどい勤労青少年ホーム側については、職員が定期的に高圧洗浄機を用いながら洗浄をしておりますが、カラスを追い払う有効な手段がないのが実情であります。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 答弁いただきました。職員が協力して週1回くらいですね、月に何回かそういうふうなことで対策をしていただいて清掃するなど、いろいろな面で健康被害がないように、先の話ではない、そういうふうなことではなくて必ず健康被害にはなるんだというふうな前提のもとに、よく頭に入れておいて頑張ってもらいたいと思っております。

それでもう一つ、その②番の件でお尋ねしたいのは、健康被害の件について、学校のプールがありますけれども、学校のプールの中にはふん尿関係が垂れ流しされていないのかどうかお尋ねするものでございます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在のところ、小学校のほうからはプールでの被害の報告とございますか、そういったものはございませんが、プールにおきましては、プールの水質管理におきまして循環ろ過装置や薬剤投入等により病原菌やウイルスによる感染症の防止を行っている状況でございます。教職員による残留塩素の濃度の測定や水質検査を行っております、そのような中では水質基準に満たされているということでございますので、現在のところ正常な形でプールが運営されているのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 学校プールは教育現場でございますから、よく管理をして見ていただきたいと思えます。

③のもう一つの対策の方法としては、樹木の伐採と書いておりましたけれども、樹木の伐採、剪定というふうな件でございますが、樹木の伐採、整理ですね、よく刈り込んで、木が、要するに鳥がとまらないように、体が見えるように、いろんな木があると思うんですけども、大変な剪定ではございますが、何か樹木に隠れてとまるという習性を利用した場合は伐採の剪定が必要なのではないかと思うんですが、かなりの数の木がございましてけれども、その整理、剪定は必要ではないかということをお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問に答弁申し上げます。

カラス被害に対する対策としまして、樹木の剪定整備とのことでありますが、確かに現状としましてはカラスは夜間、第一小学校の東側の樹木をねぐらにしている状況があると思えます。それらの状況を考慮すると、ご指摘のように樹木の剪定整備は効果的な一つの方策であると思われます。カラス対策のため、第一小学校敷地内の剪定整備については、少なからずとも必要ではないかと理解しており、今後所管課において樹木剪定の業務委託を発注計画をしているところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 先ほども申し上げましたとおり、三人寄れば文殊の知恵でございますが、何か方法ありますけれども、鳥はねぐらを変えてどんどんあっちへ行ったりこっちへ行ったりして手のつけられない状況ではないかとも私も思っておりますけれども、やはり町の中心地、ましてや教育の場にちょっといろんな問題を起こすということはまずいということとは言えるのではないかと思っております。そういうふうなこともございましてということで、一応頑張ってみて実行していただければと思います。

次に移ります。

(2)番です。町の人口対策についてでございますが、駅東の第一工区に分譲保留地の販売方法についてでございますが、町の人口の推移は、今現在1万2,500人を目標としておりまして、8月1日現在は1万2,364人でマイナス136人となっております。

第一小学校の入学式でございますが、5年前よりは7人減っている。第二小のほうはプラス11人ふえている。中学校は全体で20人に減っているというふうな状況でございますが、確かに世帯数は5年前よりはふえております、173世帯ふえております。しかし、このふえた数字はそっくり第一工区の数ではないのではないかと思うんですけども。普通なら分譲した分の数だけは人口はふえなければならない。しかしその割には人口はふえていない。その理由の一つに町の中の世帯数が分裂しているだけではないかというふうに思われます。いわゆる次男坊、三男坊が分離して第一工区内に購入しているのではないかというふうに思われるのです。ですから、販売方法として、もっと町外へのアピール、分譲地でも、業者が持っている部分の土地でも、町外のアピールが大きく必要ではないかと思われませんが、その点をお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第一土地区画整理事業の保留地につきましては、土地区画整理法に基づき町がその保留地を販売しております。保留地の販売方法についてであります。鏡石駅東第一土地区画整理事業施行規程第7条に定めておまして、申し込み者が多数の場合には公開抽選により行うこととしております。販売価格は同規程8条におきまして、位置、地積、形状、近傍類似の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定めております。

続きまして、具体的な販売活動につきましては、販売チラシを3万3,800枚ほど鏡石町内及び須賀川市、天栄村、矢吹町、玉川村など近隣市町村に配布をしており、また地域の情報誌への掲載や町広報紙及びホームページに販売情報を掲載することなど、広く周知を図ってきております。

また、議員さんがおっしゃいますとおり、広くという意味では、昨年度から郡山市周辺のハウスメーカーを訪問いたしまして、住宅建築の候補地として業者及び近隣に紹介していただくというような営業活動も行うことで、郡山周辺のお客様の販売に結びつけるという活動を行っております。今後も鏡石町の利便性を広くアピールし、町内外から定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 努力しているのは十分わかるんですけども、何かもう一つ、この人口をふえる施策として一番、第一工区あたりが駅から近く、学校から近く、便利ではないかと思っております。それが身近な人、それも一つの方法だと思うんですけども、町の人

ばかりの近場の人たちがばかりが買うのではなくて、町外から来てもらいたいなというふうに思っております。

毎朝あそこを散歩するんですが、相模ナンバーが1台あって、伊豆のナンバーが2台あって、あとはみんな郡山、福島近辺の方たちの車のナンバーが多いと思われています。努力をしているのはわかりますけれども、ああいうふうな土地が、きちっとあるものを売ってしまえば町はあとはないわけですから、絶対的な土地の面積が狭いわけですから、その辺を大事に考えて販売していただければと思っております。

それから②番のほうに移りますが、移住定住の相談員は必要ないかということなんですが、駐在員というふうな、各県とか各方面にも考えられて、東京方面にはそういうふうな方々たちが駐在しているというふうなこともお聞きしておりますけれども、要するに駐在員では予算がかかるというふうな話も聞いておまして、何かいい方法はないかということでございますが、移住定住に際しては説明できる、町をアピールできる相談員というのは必要はないかということでお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

町の人口対策につきましては、平成28年3月に人口減少の克服と地方創生を目的としました、いわゆる鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。通勤に便利で住むにも快適、そして子育てしやすい環境を備えた定住の町を将来像として各種事業に取り組むということでもあります。そういう中の一つの駅東でもございます。

移住や定住策において、直接的な支援については現在のところ実施していないということでもありますけれども、なお、移住定住の相談員については、県が都内に移住相談員、さらには移住推進員を配置、それで県内に7つあるんですけれども、各地方振興局に移住コーディネーターの配置をしまして首都圏での移住相談会やセミナーの開催などを実施しているということでもあります。そういったことで、町では現在のところ独自に相談員を配置する考えはありませんけれども、この本町に合った移住定住策を検討してまいりたいというふうな思っております。

なお、駅東について申し上げますれば、この第一工区、町外からの転入者というのは現在のところ、8月1日現在でありますけれども、22世帯で住民の数が60人ということで、いわゆる町外から入っていると。先ほど静岡ナンバーというお話ありましたけれども、県外からも移住で入っているということでもあります。先日、ある企業に行って、農業祭行きましたらば、その企業で、駅東の地区ですね、4戸ほど、いわゆる住宅を建設したという、そんなお話を聞いております。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな、22人 60人、こういうふうな数字がふえているということは喜ばしいことですが、結果的には1万2,500人の人口にはちょっと遠いかなというふうなことで、減っている分もあるというふうなことだと思います。

移住定住の相談員は今のところ要らないというような話ですが、やはりもう少し真剣に人口減少の問題を考えていただければと思います。みんなが相談員になればいいと、そういうふうな、みんながコーディネーターになればいいというふうな考えもありますけれども、それも一理ありますけれども、やはり専門的な、いろんな政策面でも語れるような方から私は相談員あたりは必要なのではないかなというふうに思っております。

③の分譲保留地の雑草の管理の件についてでございますが、雑草は大変毎日毎日のこういうふうな暑い中は闘いではないかと思っております。しかし、道路にはみ出ししたり、いろんな面で何から何が明かないような分譲地では、買ってくれる人も購入したくてもなかなか難しいのではないかなというふうに思っている点もございますので、その辺もひとつどういうふうな雑草対策が必要なのかをお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第一土地区画整理事業内の土地につきましては、公園等の予定地の町有地、分譲する保留地、地権者が所有する仮換地などに分かれております。第一工区内の町有地及び分譲していない保留地につきましては、町が定期的に除草を行い環境の維持に努めておりますが、分譲済みの土地や地権者に引き渡した仮換地については、所有者による雑草等の管理をお願いしているという状況でございます。

議員がおっしゃいますとおり、新しい市街地を形成する事業でありますので、環境に配慮していかなければならないと考えております。今後も区画整理内の除草等の環境整備を図り、良好な住環境の形成のために、なお一層委託の事業及び作業員の直営など小まめな対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まさしくそのとおりでございます。買った人が管理するのが当たり前だと思いますけれども、しかし今の答弁は、買った人が管理しなくて買ったままで放置し

ておくという方もおられるようでございますので、その辺も考慮して、やはり最後まで鏡石の保留地の分譲地の管理は実行して管理していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

(3)の国道4号線の久来石ですけれども、久来石の信号の件でございますが、現状についてですが、①として交差点周辺の明るさは適切かということでございます。特に夜間など通過するときは、どのように進入していいか戸惑うときがしばしばあります。なれるまでは大変ではないかと思っております。その間に事故など起こらなければいいなというふうに思っております。以前の交差点はなれているせいか、かなり明るかった気がしております。この交差点の現在の明るさは適切な数かどうかをご質問申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

4車線拡幅後における交差点の照明につきましては、道路照明施設設置基準に基づきまして照度計算を行い、適切に実施する予定であるというふうに国のほうから報告をいただいております。

久来石交差点におきましては下り側車線、西側の車線になりますが、これの南側と北側の歩道内に照明灯が2基設置されております。設置基準に基づき検討した結果、4車線供用時には対象範囲がふえるため、さらに2基増設する予定であるというふうに聞いております。今後、照明灯の早期整備を国にさらに要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） こういうふうな交差点の件については、甚だ各運転手から聞くわけですけれども、やはり通過する、利用する人の声的大事ではないかと思われまして。

なれないせいかなというふうなことは先ほど申し上げましたけれども、結局あの交差点は斜めに入っていたやつを直角にしたわけですけれども、その戸惑いというものはしばらくはあると思っています。結局、やはりなれなければならない部分も我々のほうにも、通過する人間にも利用する人間にもあるのではないかと考えておりますけれども、やはり大事なものは明るさではないかと考えております。2基増設するというお話は前から聞いておったわけですが、この2基増設はいつごろになるのか、早急をお願いしたいものですが、答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

久来石交差点につきましては、地域住民の要望を踏まえまして、昨年の10月に国と町が主催で安全対策に関する説明会を開催したところであります。国では、説明会での住民の意見について対策を検討したいとし、緊急にできる対策として右折入道の区画整理や照明灯の2基の設置を、その説明会の後に2基を設置したところであります。

そのような中で、交差点の形状についても、現在国で公安委員会等の意見も踏まえながら検討しているというふう聞いておりますので、それと同時にこの2基の設置もあわせて設置されるというふうと考えておりますので、国のほうにもなお一層早期な設置を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の質問は2基の増設はいつごろになるかということをお聞きしたかったのですが、その辺の答弁では明確にはわかってはいないようではありますが、とりあえずそれは国のやることであるからしようがないかとは思いますが、できるだけ早急な対策をとっていただきたいと思っております。

それから、②番のほうに移ります。

例えば、この交差点の直角進入の構造の工法ですけれども、この理由の根拠をちょっとお聞きしたいんです。なぜこの直角進入の構造にしなければならなかったということを根拠を示してご説明願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国道4号鏡石拡幅事業は、国の道路計画により道路法で定める道路構造令に準じまして、交差点を含めた道路設計により工事が進められております。道路が平面で交差する場合の交差角度につきましては、道路構造令により適当な見通しができる構造とするものとするというふうに規定されております。さらに道路構造令の解説と運用につきまして、直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないというふうに規定されております。国道4号鏡石拡幅事業区間内の平面交差点部においてもこの規定に基づきまして、交差角については直角またはそれに近い角度で交差するよう計画されているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 何でもそうですが、国の言うとおりのことというふうなことを忠実に守ら

なければならない点もあると思うんですが、例えば、今までの交差点のほうがよかったというふうな、角度的にもよかったというふうなことの安全ですか、安心感というものが地元であれば、その道路構造令とか角度を直角に近い支持をしなければならないというふうな方法に何でかんで従わなければならないのかということと、拒否すれば何らかの弊害があるのか、ちょっとお聞きしておきます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

この道路構造令につきましては、基本的に全国の公道、国道、県道、市町村道に適用される法令でございますので、新たに改良、新設する場合にはこの法令に基づいて設置されると、改良されるということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうことではご理解はいただけません、私は。結局、私の質問は、これを拒否することは、非常に便利がよかったので、それ以上を直して、それ以上の便利さになるかどうかわからないのに国の元の法律でもって、直角構造令によってそういうふうなものに従って、例えば逆らえばどのような罰金とか、障害があるのかということをお聞きしたのでございます。拒否することも一つではないかと思うんですが、その辺をもう一度答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

改良の拒否をするということに対する考え方でございますが、基本的に拒否をするということは改良が行われないうことになります。協議を進める中で改良が進まないという結果になるということだと考えております。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 一つ突っ込んで。要するに便利であった今までのほうがいいというふうが多数だとすれば、結局直す必要もないんじゃないと、わざわざ金をかけて直す必要もないんじゃないかというふうな発想の、私、もとなんですけれども、その辺のところはちょっと、工事が進まないとか、例えば補助金、交付金が出ないとかというふうなことの答弁を願っているわけであって、もし万が一拒否した場合は、要するにその辺の交付金、補助金あ

たりが落ちないのか、そのままの道路でいいというふうになった場合はどうするんですかというふうなことをお聞きしているんです。もう一度答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 再々質問にご答弁申し上げます。

道路国道4号拡幅事業の改良でございますが、再度答弁させていただきますが、改良について合意がなされなければ改良が進まなかったという結果になったであろうというふうに予測されますが、当時からその改良について意見をいただきながら、協議をしてきた結果として改良が進んだということであると考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） はい、わかりました。その辺の答弁でよろしいかと思えます。わかったような、わからないような私の解釈です。

（4）未整備歩道の舗装化についてでございますが、必要かというふうなことです。要するに、町道鏡石438号線と言ってもわからないと思えますが、駅東の地下道ですね、グリーンロードの延長線上の地下道の、結局、昔の二光製作所のあった跡地の歩道の件についてお尋ねするものでございます。

周辺には集合住宅が軒並み林立しており、その周辺がかなり年配の方の駅までの利用道路となっております。ところが、その道路が中途半端かどうかわかりませんが、何か事情があるんでしょうけれども、未舗装の部分があるということで、その部分には駐車している車もある、ずっと約二、三百メートル眺めますと、先は広くて、浄水場あたりは広くて、こちらのほうに来ると3メートルくらいの歩道で雑草は茂っている状態になっているということでございますが、第一工区もできまして、あそこから駅のほうに通勤している方もおります。そういう面であの道路は、要するにどのような根拠をもって未舗装になっているのかをお尋ねするものでございます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道鏡石438号線につきましては、平成6年から平成7年にかけて両側歩道2車線道路という道路計画図で設計をいたしまして、平成7年度に道路改良工事を行ったところであります。

ご質問の未舗装区間ではありますが、これにつきましては、隣接地の方の、所有者の用地の

関係で、用地交渉の際、当該区間の隣接地権者から同意を得ることができず、現在の形に至ったという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに同意を得られなかったというふうなこともかもしれませんけれども、結局あそこのところはちょっと誰が見ても、昔は何か1メートルか2メートルくらいの高い水路が走っていたように思います。それを取っ払って整理をするときに、そのような道路をつくる計画をするときに、なぜそのような、同意が得られなかったということで変則的な歩道になったのか。手前が幅3メートル、向こうがずっと100メートル、200メートル先行くと、5メートル以上もあるというふうな、結局何かわからないような不思議な世界の歩道になっているんですよ。その根拠をちょっと私聞きたいなと思うんですが。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり、前土地につきましては工場用地として前所有者が所有しておりまして、おっしゃいますように水路敷を道路化するとき、この工場用地と水路敷との境界線の問題の中で歩道部分の工事ができなかったということでございます。境界の確定ができなくて歩道の工事ができないということが根拠であります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ということは、どちらの責任かわかりませんが、未解決のままあの状況でほったらかしておいて道路を整備したというふうなことだと思います。そういうふうなところは各地区にも多々あるようですが、そういうところも鏡石ではあったのかなというふうなことで。ただ、見て見ればづらい変形的な歩道でございます。雑草、砂利地、そして向こうのほうにはタイルというふうな歩道でございますが、今後、②番の件についてですが、今後舗装化は可能かということと、あそこところは人が多くなってきておりますので、街路灯のあたりは必要ないかということをお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり、近年その工場跡地が宅地開発などによりまして非常に通行

量がふえてきているという状況であります。そんな状況の中で、最近の豪雨などによりまして上下水道課北側の道路から雨水が溢水するようになりまして、沿線宅地が冠水するというような状況も生じております。近隣の宅地化が進んだということでもありますので、これらの問題を解消するために、今年度から排水路改修工事を進めております。この排水路の設置ルートの中に今質問いただいております未舗装区間の歩道敷地も含まれておりますので、この排水路工事の施工の中で歩道の敷地についても舗装化を検討してまいりたいと考えております。

なお、街路灯の必要性につきましても検討させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ということで一応、未整備、未舗装のままになったところはできるだけ、住宅地になって人が大勢通っているわけですから、みっともないような歩道では町の妨げにもなります。その辺をよろしくお願いします。

次に移ります。

大きな2番の教育行政についてでございます。

（1）子供の貧困対策についてでございますが、我が町の平成29年度の小・中学校の学生の児童生徒援助費は853万円に達しておりました。これにはびっくりしました。確かに全国的にも子供の貧困率は広まっておりますが、相対的貧困率は13.9%、7人に1人の貧困率でございます。世界的に見ても、EUから見ても、高い順から17番目だそうでございます。

中でも、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と厳しい生活状況に置かれております。特に給食費の未納が目立っております。小・中学校合わせて半分の492万1,388円ですが、昔は給食費の未納は全体で三、四人くらいしかなくて、食い逃げ征伐をやったものでございました。給食費に続いて、その他のほうは学用品、修学旅行、生徒会費、PTA会費と未納となっております。これはこの辺が格差社会というふうな現実的な問題であって、我々には手をつけられない状況でございますが、しかし、このような状況も町に押し寄せてきたということで、子供たち、児童生徒たちは落ちついて勉強できる環境ではないのではないかと感じております。

それでは伺いますが、ここで認定されております要保護と準要保護の認定基準を伺います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

要保護、準要保護の認定基準につきましては、要保護では生活保護を受給している場合、

さらには準要保護につきましては生活保護に準ずる程度に困窮している場合で、主に児童扶養手当を受けていること、さらには市町村民税が非課税になっていること、国民年金保険料が全額免除になっていることが認定基準となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） というふうなことでありますが、なかなかその辺の基準も非常に大変ではないかと思っております。人を判別するという事は非常に難しい。しかし相対的な貧困と絶対貧困がありまして、これは具体的にあらわして、国で援助できる部分は国、地方でできる部分は地方というふうにしななければならないと思っております。

それから再質問ですが、給食費の小・中学校合わせた合計総額は幾らですかということ質問します。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

小・中学校の1年間の合計の給食費でございますが、約6,000万円になっているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 昔は完全給食費からこれが受益者負担制として発展したようでございますが、6,000万という大きな数字ですよね。この給食費の未納の件についてでございますが、どのような点で、受益者負担制というふうな名目のもと払わなければならないのに、なぜそういうふうなものは未納になっているのか、わかれば結構ですが、お尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

給食費の未納につきましては、一部の学校で発生しているところでございますが、こちらにつきましては、やはり経済的な理由が未納の原因となっているようでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） もちろん経済的なものは当然だと思いますけれども、もうちょっと突っ込んで、結局昔はなかった、少なかった、あったとしても少なかったのね。それで、今経済的な問題というふうなことは当然だと思いますが、例えば、このまま逃げ得を許すのかについて、答弁できればお答え願います。回収しないかということです。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

学校の給食費の未納の回収につきましては、卒業生とあれども、学校のほうで回収できるような努力を続けているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに請求していくということでございますが、やはり責任感や規範意識が今の大人の方たちは欠落しているのかなというふうにも思われます。責任感、規範意識、これはなぜこのような給食費の未納になったか、例えば、1人が払わないで済ませると、また俺も払わなくてはいいでねえかというふうな規範意識や責任感の意識が芽生えるというふうなことらしいですね。その辺をどういうふうに乗り越えるか、大変な問題ではないかと思っておりますが、その問題はちょっと先送りしたほうがいいのではないかと思っております。

それから④番に移りますが、給食費の無償化は可能かについてでございますが、過日新聞報道もございましたように、一般会計化する、町のほうで結局そういうふうなものは片づけなければならないというふうなことが出ておりました。学校給食費の無償化は、市のほうでは相馬市、町のほうでは金山町、下郷町でございますが、半額補助や一部補助は県内で29市町村と広がりを見せております。原則としては、先ほど申し上げましたが、受益者負担制となる。しかし軽減の方法には制約はないというふうな法律の解釈でございます。少子高齢化社会環境に適した活力を生み出し、持続可能な自治体運営をしていかなければならないためにも、避けて通れない給食費の未納対策や子供の貧困対策であるのではないかと思っております。次代を背負う子供たちの健全な成長であってこそ町は進化し続けていくのではないかと思います。この無償化の考え方について可能か不可能かについてお聞きしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられたように、未納対策、そういったことも含めて、今、学校の

先生方が大変だということもお聞きしております。そういったことから、この学校給食の無償化について可能か不可能かというふうに今問われれば、聞かれますと可能であるというふうには思っております。ただ、給食費の無償につきましては、今、先ほど課長のほうから、1年間の小・中学校の給食費が約6,000万ということになってございますが、その給食費を無償化にするにはベースの財源の確保をどうするかということが一番の課題であるということでございますので、現状においては困難であるというふうに考えております。これについては、全国的なそういった国の指導も含め、国指導・給食費の収納の関係も含め、今後いわゆる課題になってくるのをどうするかということを、国の動向も踏まえ検討する必要があるのかなと考えております。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、可能であると、しかし予算化がなかなかやっぱり長い目で見なければわからないというふうなことで、ひとつ希望であるというふうなことであれば、可能であるというふうな答弁をいただきましたので、それは長い目で見た予算の確保も必要ですし、いろんな面で考えなければならぬかと思っております。

それから、再質問ですけれども、子供の貧困対策は次代を背負う子供たちの健全な成長があってこそ町は進化する、進化し続けるというふうなことでございますが、少子化対策にもなる定住、転住の促進にもなると、人口増の支援策でもあるということでございます。課題として、もう少し給食費を市町村に引き渡すというふうなことが過日報道されておりましたけれども、要はいわゆる一般会計にですね、これは可能かどうかというふうなこともお聞きしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

給食費については、いわゆる現在PTA等で行われているということでもあります。そういう中では、先ほど私も答弁したように、収納を上げるために学校の先生方が大変苦勞をしているという、そういったお話をお聞きしております。これはやはり全体の学校教育の中からはれば大変な重荷になっているということもございます。先生の軽減、そしてしっかりとした、先生方には学校教育の教育指導を図られていくことが大切だというふうに思っております。そういう中でこの学校給食について、いわゆる先生の手から離れる、そういったことについては当然公的である町がやらなければならないとは思いますが、そういったことも含めて検討を、これから町ばかりじゃなくて、国もそういったふうに必要ではないのかな

と思っていますし、町もそういった意味で検討していかなければならないということで、考えてはおるということで、ご答弁にかえさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。少しでも、予算的に大変でしょうけれども、やはりやらなければならないことはやるしかないんですけども、定住化とか、人口増の対策とか、貧困対策の意味においても確かに給食費の一般会計化は必要かなというふうにも私も思っております。先行きどのような方法になるかわかりませんが、希望的な答弁をいただきましてありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○副議長（小林政次君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 皆さん、こんにちは。

久しぶりの午前の登壇であります。

4番、古川でございます。

猛烈に暑かったことしの夏は、気象庁から命に危険があるような暑さで、災害と認識しているというふうに述べられました。7月の天候まとめでは、30年に一度よりも発生確率が低いという意味で異常気象だと総括されるほどの猛暑であり、平年より2.8度も上回り月平均気温は、1946年の統計開始以来、史上最高を記録したところでございます。

8月も当然のごとく猛暑であり、平均で30度を超える日々が続きまして、9月から11月の向こう3カ月の平均気温も高いというふうに見込みが発表されております。

そんな中、先ほど木原議員からお話ありましたが、東北の高校生が、日本中を熱狂させてくれました。当然皆さんご承知の甲子園100回記念大会における秋田県代表金足農業高校であります。今回の私の注目した点は、聖光学園が当然どこまで勝ち上がれるか、そして、大阪桐蔭高校の史上初2回目の春夏連覇なるか、レジェンド始球式などに注目しております。金足農業高校につきましては、大変申しわけありませんがノーマークでございました。

白河の関を越えられなかった優勝旗が、白河の関を越えたと思ったとたん、津軽海峡まで渡ってしまい、過去100回優勝経験のない東北地方の2007年佐賀北高等学校以来の公立高による選手権制覇まであと一歩というところまで迫る奮闘には、心底興奮させられたことを覚

えております。

秋田大会から準決勝まで10試合、連続完投1,385球を投げ切った吉田投手に中一日でも休養日があればと、また違った展開があったのではないかと思うのは私だけではないと確信しております。そして、決勝戦で132球を投げ、11試合で1,517球を投げた吉田投手とそれを支えた金農ナインに同じ東北人として、心から敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

大きな1番。

第二小学校大規模改修についてであります。

(1)の①でございます。

第二小学校の施設の現状についてであります。

これは、遠藤町長の公約の中にもありましたように、第二小学校の大規模改修について触れられておりました。第二小学校の老朽ぐあい、傷みぐあいがどの程度進んでいるのか具体的にお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の施設につきましては、鉄筋コンクリート造2階建ての校舎や給食室、屋内体育館等の施設がありまして、延床面積が合わせて5,089平方メートルとなっております。

第二小学校の施設は、昭和56年度から昭和57年度の2カ年で建築されておりまして、建築後約36年が経過しているところでございます。

老朽化につきましては、施設全体の老朽化が進んでいるという状況でありますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 築36年が経過し、そして施設全体の老朽化が進んでいるということがあります。

では、②の基本計画発注に際してのコンセプトについてでありますけれども、今年度当初予算では、大規模改修を実施する際のベースとなります基本計画策定委託が計上されておりましたが、改修範囲などの基本的な考え方についてお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

第二小学校につきましては、学校施設等の老朽化が進んでいることから、児童がよりよい学習や学校生活を送ることができるよう教育環境を改善するために学校施設等の改修計画をしております。

第二小学校改修基本計画の策定につきましては、学校施設等の改修が、今後効率的に効果的な改修となるよう専門的、技術的な検討を深く行うための基礎資料として策定するものであります。業務委託を7月に発注したところでありまして、来年3月に完成の予定でございます。策定した基本計画をもとに具体的な改修内容について検討を進めていく予定でございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 基本的な考え方については、承知いたしました。

それでは、（2）の第二小学校の将来像についての①の児童数の減少についてでありますけれども、8月3日の新聞報道によりますと、今年度の学校基礎調査では、県内の中学1年生を除く小学2年生から中学3年生までの児童生徒数が6年連続で増加しているとありました。

今回、二小の大規模改修の対象となる第二小学校でも、同様の傾向にあるのか確認させていただきたいというふうに思いますので、第二小学校の開設時から今年度までの児童数がどのように推移してきているのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の児童数につきましては、現在地に移転開校した昭和58年度が348人ございました。昭和61年度には351人にまで増加しております。これが最高でございます。それ以降につきましては、減少傾向が続いております。今年度では、134人となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 児童数がピーク時の半分以下というふうに認識いたしましたが、それでは、今後5年または10年スパンでの、第二小学校の児童数について、どういった見込みをお持ちなのかお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

課長。

○教育課長（角田伸洋君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今後の児童数の見込みとのことですが、住民基本台帳をもとに推計した数値では、5年後は微増となっている状況でございますが、その後当たりの児童数の推定は現在のところ行っていない状況でございます。しかしながら、大きく児童数が増加することはないのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁にありますと、一時は少し増加、微増するというふうにありましたが、では、②番の学校運営についての検討は行われているかについてであります。

先ほどの答弁にもありましたように、児童数が増加する時期もあるかというふうに思いますけれども、相対的には人口そのものの減少に加え、いわゆる少子高齢化の波には抵抗できないものと考えるところでございます。

そうした状況下で、学校を維持運営していかなければいけない町として学校を維持運営するために必要な最低限の児童数やその時期についての検討などは行っているのか、お聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

学校運営についての検討につきましては、第二小学校においては、標準学級数を下回っている小規模校と現在のところなっております。その中で、児童一人一人にきめ細やかな指導を行うなどの小規模校ならではのコミュニティを生かした学校づくりを行っているところでございます。

今後においては、児童数等の減少等が進むものであれば、複式学級などといった小規模校の課題が顕著になることが予想される場合に、学校や保護者、地域のご意見を伺いながら学校運営の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 確かに、児童の教育環境の整備という観点から第二小学校の改修は必要不可欠だと私は思います。

ですが、あの施設を今後何年使用するのか、それに対する適切な事業規模、例えば改修費であったり、改修範囲ですか、それをどのくらいのレベルとするのか、そういった検討は必要であると思えますけれども、そういった見解をお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

改修に当たりましては、議員からご質問をいただきました内容も含めまして、今後策定する基本計画の中で検討を慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 効率化ばかりを追求すべきでないことは、十分過ぎるほど承知しております。必要以上の投資もまた、将来世代の負担をふやす要因になってしまいます。

多角的な検討、例えば学区の見直し、そして、将来にわたってその学校を見直したことによって児童数をキープする、そして、第二小学校の存続を図ることや時期を明確にした中で小学校の合併、あるいは隣の稲田学園のような中学校との統合など、施設の利用計画について広い視野で検討いただき、それに見合った改修事業で将来世代に過大な負担を強いることのないよう要望申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

大きな2番の上水道第5次拡張事業についてに進みたいと思います。

(1)の①、2年間で9億9,000万が増額となった具体的な理由についてであります。

ことしも各地で自然災害が発生しております。昨夜も猛烈な台風が当町を通過して行きましたけれども、その被害光景を目にするたびに、7年6カ月になろうかと思えますけれども、千年に一度の未曾有の大震災を思い出します。

当時、町水道施設も約1カ月間の間、水が使えなくなり、大変不便な思いをいたしました。蛇口をひねれば水が出る、そういったことが当たり前となっていた私たちにとっては、水道が毎日の暮らしに欠かすことのできない非常に大切なライフラインであるということを痛感させられ、それを受け、23年12月議会におきまして、水道施設の機能強化や非常時における飲料水の確保について、一般質問をさせていただいたこともございます。

今回は、今後の水道事業にとって非常に重要な第5次拡張事業の総事業費が59億9,000万円と報告され、平成27年度の料金改定時に説明のありました50億円から約2割です、9億9,000万円の増額となったことを受けて質問いたします。

単刀直入にお聞きいたします。約2割、9億9,000万円の増額内訳をお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、第5次の上水道拡張事業ということにつきましては、平成27年度に事業認可をいただきましたが、その事業費が38億5,000万というふうにしたところであります。

この事業費につきましては、正式な設計に基づくものではなく、概算による事業費だということであります。

2年前と言いますのは、平成27年度でありますけれども、その事業費につきましてはその平成27年度の事業認可時の概算事業費、いわゆる38億5,000万に、いわゆる震災地域における特例による諸経費率のアップが1つ。

2つ目は、震災関連による資材費及び人件費のアップ、そして、消費税につきましては、5%から10%にきたというそういった中身において、事業費を50億2,000万になったということであります。

そして今回、先月20日に議会全員協議会にお示ししました事業費につきましては、平成29年度に事業費を精査をしまして、実施設計に基づき算出をいたしました事業費として、この59億9,000万ということで提示をさせていただきました。

なお、この29年度の実施設計に当たりましては、工事の条件といたしまして、地盤が状況が安定していないということから、基礎杭が多くなったということもこの事業費の増分になっているところであります。その結果、その事業費が59億9,000万、2年前のものと比較して9億7,000万ということが、その理由であります。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 50億、59億とそれぞれ算出根拠があったと。それぞれの積み上げが、過少ではなかったということ、そして、今回、地盤が悪く、基礎杭ですか、杭工事が必要になった、それらを含め増額に至ったというふうに認識いたしました。

それでは、②番の質問に移ります。

50億を想定しての昨年度の料金改定であったかと思っておりますけれども、総事業費が59億9,000万円に膨らんだことを踏まえれば、さらなる料金の値上げが必要になるかと思われませんが、今後の見通しについてはです。

単純に考えれば、膨らんだ事業費の9億9,000万円を、料金によって回収しなければならぬのではないかと思います。今後、改めて料金改定を行うのかについてお聞かせ願いま

す。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水道事業においては、料金収入をもって充てる独立採算の原則と、受益者負担の原則に基づく経営が求められておりますので、健全な経営状態を安定的に継続する必要があります。

第5次拡張事業の施設整備費としては、大規模な事業であることから、企業債借り入れに伴う元金利息の償還や減価償却費の増額などにより企業の経営が圧迫されることとなります。

また、既存施設の更新、維持管理等もあり、持続可能な事業運営を行う上で、適正な料金水準の設定が求められます。経営環境が厳しさを増し、経営健全化の取り組みが必要となるため、今後の料金改定による財源確保は必要不可欠であると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁によりますと、料金改定は行うというふうに解釈いたしました。その改定の時期について確認をさせていただきたいと思っております。

8月の全員協議会でいただいた資料あるんですけども、投資財政計画によりますと、36年度には、給水原価に対して供給単価が下回り、赤字に転落する予測になっていたかと思っております。

この赤字転落を回避するタイミングでの料金改定という認識でよいのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

現行の水道料金は、平成28年度から平成31年度までの4年間で料金算定の期間としておりました。料金算定期間につきましては、料金の安定性、期間的負担の公平性等を考慮しながら、おおむね3年から5年を基準に設定することが望ましいと国のほうでの方向が定められているようなところでございます。

今回お示ししました投資財政計画にありますとおり、平成36年度からは供給単価が給水原価を下回っており、回収率が100%に達しておりませんので、そういう観点から料金改定は必要であると考えております。

費用負担については、その受益者であります町民の皆様にも、理解と協力を求めていかなければなりませんので、効率的で効果的な財政運営ができるよう、料金改定の時期や基本水量の見直し等料金体系を含めた調査研究を、これから進めていきたいというふうに考えており

ます。

以上、ご答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今、答弁いただいた中で、料金体系ということがありましたけれども、須賀川市や天栄村では基本水量が10立方であるのに対し、我が町は5立方でありますので、まずはそのあたりを見直すことが最善ではないかというふうに思いましたが、執行のお考えをお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

基本的には、課長が答弁したようにでありますけれども、中身的にいきますと、いわゆる21年の改定、そして29年、その前に長いことやっておりますけれども、その中で例えば、この県内の38の事業主体をちょっと見ますと、基本水量というものが今議員さんが言われたように5立方、さらには基本水量がゼロというところがあり、使っても使わなくても基本料金がかかる。

また、以前のように基本水量が10立方という市町村、事業主体ですが、これを県内見ますと基本水量がゼロということが、事業主体がです、38のうち13あります。基本水量が5立方というのが、38のうち5事業主体、わが町もその中に入っております。

また、以前のように基本水量が10立方というのが、38事業主体うち19、基本的には10立方が半分の事業主体だとそういう状況であります。

我が町の5立方にした場合に、では、5立方で使った場合に、我が町のいわゆる基本料金がその38事業所の中の何番目に当たるかと言いますと、安いほうから2番目であります。白河の次であります。全て、低い順に入るという状況になっているということでもあります。

ただ、我が町は5立方にしたことによって、例えば、20立方使った場合については、逆に県内では2番目に高い、大きな差が生じていることも事実で、そういう中で例えば料金表を見ましても、21年、基本料金が前期でありますけれども、7,100万ほどありました。それ以降5立方にしたことによって、27年では、いわゆる5,300万、基本料金だけでも1,800万減少したということなのです。

前回料金を改定しました。その中で29年度、6,300万、ちょっと上がっているということでもあります。でも、21年度よりは10%ほど基本料金は下がっているという、そういう状況だということです。

ただ、超過料金の中でやっているということでもありますので、いわゆる体系的にはそうい

った部分についてしっかりと見直しをしなければならないということにもなっていますので、先ほどの課長答弁のほうと今こういった事情と、そしてさらに、給水の人口と量、人口も含めてそういった面で検討していかなければならないということでもあります。

なお、今回も先にお示ししましたいわゆる59億の中においては、町が毎年3,000万保証する、そして、赤字の分については多少借り入れをしながら、その前に借り入れをする場合に繰入をしながらそれに対応するというそういったことで現在しておりますけれども、料金体系もこのような状況になっておりますので、それも含めて検討しなければならないということを書いて、ご説明にかえさせていただきます。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 繰り返しのようになってしまいますけれども、蛇口をひねれば水が出る、これが当たり前であります。

当たり前であり、日常生活基盤に欠かすことができないからこそそのライフラインだというふうに思っております。そういった当たり前のことを当たり前に行うことが一番重要かつ大変なこととなると思いますけれども、ネックになるのは事業費ということになるかと思えます。

これから、本格的に工事が始められる第5次拡張事業、町長初め、事業に携わる職員の皆さん、非常にご苦労なさっているとは思いますが、今一度、経費削減等検討いただきまして、事業費削減に取り組んでいただきますよう要望したいというふうに思えます。

大きな3番の環境美化についてであります。

(1)の道路敷の緑地帯の管理をどのような体制で行っているのかについてであります。町長の町づくりに、1年中花の咲き誇る町にしたいというふうにあります。

ですが、特に駅東の第一工区付近は目に余る光景であります。近隣の市町村に比較いたしますと、我が町は緑地帯は多いようには感じられますが、その分管理が大変であろうかというふうに思っております。これらの管理作業をどのような体制で行っているのか、お尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町道の緑地帯などの管理体制であります。街路樹や植栽の剪定や防除については、造園業者と委託契約により、年間を通じて管理をしております。

また、町が直接雇用している作業員3名、及び草木が生い茂る季節6月から11月の期間に

においては作業員を2名さらに増員しまして、合計5名体制で道路敷や除草や公共施設全般の除草や剪定作業を行っている状況でございます。

年間を通じまして、作業内容につきましては、道路管理施設の除草作業を初めとしまして、道路の土砂払いや舗装破損箇所の修復、道路施設などの定期点検や災害時点検、補修等に加え町が管理する公共施設の除草など、多岐にわたる現場作業を実施しているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま答弁いただきました。そういった体制で町全域をどのぐらいの頻度で作業に当たっているのか、今一度答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 答弁を申し上げます。

まず、委託の業務の中におきましては、植栽などの管理につきましては年に2回の作業、中木、高木などの剪定については年に1回、及び防虫作業、防除作業、アメリカシロヒトリなどの発生がありますので、これらの街路樹の防除作業が年1回というような形で、道路、緑地帯の管理については、このような頻度で行っております。

ただ、地域の皆さんからの要望が、電話で非常に多く入っておりますので、その要望なども含めまして、そういった委託の場所においても時期をずらして環境整備を進めているということでございます。

また、作業員がどの程度の頻度とどのような作業をやっているかということですが、これにつきましては、町全体に及びますので、一律に1回とか2回というような回答には及びませんが、2回が限度というような状況で現場作業に入っているというような状況でございます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今以上に整備するということは、作業頻度を上げ、十分な管理を行うためには、作業体制を強化するほかならないことは明らかでございますけれども、人員雇用となるとなかなか難しい部分もあろうかと思えます。そこで、地元行政区や老人クラブ等へ委託発注するのは、いかがかというふうに思います。

受託団体の活動資金にもなろうかと思えますし、地元の間人が請け負うということで、現状手の行き届かない部分の管理も可能になるのかなというふうに思いますが、執行の

お考えをお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

地域の環境を地域の皆さんと一緒に保全していくということにつきましては、元来そのような形で公共性が進められてきたということだと思っております。

近くの周りの除草だったり、農地の周りの除草だったり、そういったことにつきましては、現在におきましても、非常に地域の皆さんにやっていた部分も多いというふうに認識はしておりますが、何分にも社会がやはりちょっと変化しております、地域の助け合いとかそういった部分が縮小傾向にあるというような形であろうかと思っております。

その中で、保健委員会におけるごみ拾いであったり、老人会における花いっぱい運動であったり、農業の環境保全会における草刈り作業であったり、非常に組織的な活動も行われておりますので、町としましても、そういった活動と連携しながら効果的な作業、環境整備をさらに検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 遠藤町長の町づくりのテーマにつながることもありますので、計画的かつ充実した緑地管理の実現に向け、前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、4番、町民の健康管理についての（1）の①番です。鳥見山公園内に設置したウォーキングコースの活用状況についてになります。

昨年度、鳥見山公園内に、ウォーキングコースが整備されております。健康づくりの基本は、やはり足腰の鍛錬であり、そのためには、非常によい取り組みであるというふうに認識しておりますが、このウォーキングコース、個人個人が思い思いに自由気ままに歩くことが利用実績の大部分を占めているということは、推測いたしますけれども、そんな中で利用頻度、実績はどの程度あるのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内のウォーキングコースにつきましては、昨年11月に町民の健康増進や介護予防活動の支援を目的として、かがみいスポーツクラブによるコース監修と運営支援のもと、モデルコースを設定し、整備をしたものであります。

コース設置から現在までの利用状況については、町の健康管理事業における特定保健指導

としての健康教室や、かがみいしスポーツクラブ主催のウォーキング教室や介護予防教室など、集団的な各種の運動教室においてコースを積極的かつ効果的に活用し実施していただいております。

また、町民個々の活用状況についての詳細の把握は、なかなかできておりません。

設置移行、実際にモデルコースを活用しながら多くの方が早朝からコースを利用しウォーキングされている様子がふえたことや、管理事務所への問い合わせに対して、パンフレットを用いた補足説明や体育館などわかりやすい場所へのルートマップの追加掲示などで対応した状況も、運営支援を行っていただいているスポーツクラブを通じ報告が寄せられております。

このため、今後もより多くの方々に目を向けていただき、知っていただきながら町民の運動習慣のきっかけづくりの場として、活用を促してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君）　ここで、議事の運営上昼食をはさみ、午後1時まで休議いたします。

休議　午前11時54分

開議　午後1時00分

○副議長（小林政次君）　休議前に引き続き会議を開きます。

4番、古川文雄君。

〔4番　古川文雄君　登壇〕

○4番（古川文雄君）　それでは、②の新たなコースの設定や取り組みは考えているのかについてです。

比べることもはばかられますが、1983年4月の開園以降、年平均約3,000万人の入園者がある東京ディズニーリゾートは、35年経過してもなおこれだけの集客力があると。大人から子供まで楽しめることは当然のことですけれども、35年もの間、飽きさせないための進化と変化があったからだと思います。そうした観点から、ウォーキングコースにもやはりそういった進化、そして変化が必要ではないかと思います。

例えばでありますけれども、田んぼアートや先にオープンしたかんかんてらすをコースの一つに取り込むなどの仕掛けがあればというふうに思うところであります。執行の見解をお伺いいたします。

○副議長（小林政次君）　質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君）　4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内のウォーキングコースについては、フォームや負荷強度など効果的なウォー

キング運動手法や同時に脳を鍛える運動を取り入れたりするなど、健康増進と介護予防の観点に特化した複合的な運動を効果的に行うためのモデルコースとして総合運動公園内に設定をしたものです。

園内コースでは、周回による距離設定や勾配による適度な負荷も考慮されていますが、さらに負荷を増すためのコース取りを各自で自由に工夫したり、階段での昇降運動を加えたり脳を鍛えるコグニサイズを行うことで、脳と体の機能をより効果的に向上させることができる運動が安全に継続的にできるコースと考えております。

このため、新たなコース設定については、現在のところ、具体的には持っておりませんが、将来的には遊歩道などを利用した町内の広域的な散策をコンセプトとしたコースなど、町の総合的な企画として、観光振興やスポーツ振興など、関係機関による調整や検討を重ねていく必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 現時点では、新たなコースの設定については考えていないという答弁でありましたけれども、今の答弁の中にありましたように、畑違いの分野同士がタッグを組み、いわゆるコラボレーションするということで、これまでなかったサービスなどを生み出し、その新たな価値によって予想以上の高い訴求力を生み出すことは多々あるかと思えます。

点在する観光拠点を健康づくりという点で結ぶことで、そういった点が線になる、そうすることで相乗効果も期待できるのではないのでしょうか。

こういった事業は、新たな箱物事業とは違い、アイデア、そして企画のみで取り組める事業であり、多額の事業費を必要とする事業ではないと思うところでありますので、よろしくご検討お願いいたします。

次に、5番の耕作放棄地対策の（1）のかがみいし油田計画についてであります。

近年、耕作放棄地問題が重要視され、なお、その耕作放棄地にまつわるイノシシなどの被害などに頭を悩ませている状況の中、耕作放棄地対策にとどまらず、菜種油、エゴマ油を食用として活用することで健康づくりに役立てる、さらに、廃食油を機械などの燃料に再利用し、資源循環を図るというすばらしいコラボレーション企画であると感じております。

そこで、①の推進体制についてはどのようになっているかについてです。

1年目の取り組みといたしましては、町内2団体へ委託し作付を行ったことが広報紙に大々的に掲載されておりました。

ただ、この事業は、他分野に効果を期待するそういったコラボ事業であることがゆえに、

行政の方が耕作地を確保し栽培を委託するだけでは、この事業の成功は大変難しいと思うところであります。

給食へ提供するとなれば、教育課や各PTAの意見も聞かなければいけないでしょうし、健康づくりに役立っているということならば、健康環境課の保健師さんや管理栄養士さんのかかわりも必要になってくると思います。

さらに、廃食油の回収、燃料化となればうまく回収するためのネットワーク構築といえますか、組織づくりや機械に携わる機械屋さんの専門知識、技術支援も必要かと思われまます。これらの取り組み、状況がどの程度進捗しているのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

耕作放棄地の発生、防止と解消、そして、景観向上のため、かがみいし油田計画を生産者を初め各種団体の協力を得ながら進めているところでございます。

また、かがみいし油田計画では、健康づくりの観点から、安全、安心な菜種油、さまざまな健康効果で注目を集めているエゴマ油の採取を、さらに、資源循環の観点からの廃油、搾りかすの活用を目的としております。

その推進のために、生産者や消費者を初め、健康づくり関係団体、さらには飲食業者、廃油回収関係者、さらには商工業者、さらには農業関係団体などで構成する油田計画の推進組織を実証結果に基づき早期に設立を目指しているところでございます。

推進体制の実現を図りながら、今後も油田計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 再質問いたします。

確認でありますけれども、今いただいた答弁でありますと、早期の設立を目指すとのことで、現状設立には至っていないというふうに解釈いたしましたけれども、具体的な取り組みはどの程度進んでいるのか。特に、先ほど申し上げましたように、学校給食への食用油の提供に関する部分についてお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在、推進につきましては、実証展示園場を行いまして、その結果、現在菜種油につきま

しては、搾油に向けて進めているところでございます。搾油の結果、どのぐらい程度の油が搾れるかということを経験しながら、今後小学校、中学校への学校給食へ活用に向けて教育委員会に働きかけをしながら進めたいと思っております。

具体的にはまだその辺の量的なものは確定しておりませんので、確定次第進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、推進組織につきましては、実証圃場検証の結果も踏まえまして、31年中には設置をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 31年中とありましたけれども、学校給食に提供するなら、やはり保護者の理解を得る必要があるかと思えます。

それには、当然時間を要すると思えますので、一日でも早い対応をお願いいたします。

続きまして、②番の作付面積はふえる予定なのかについてであります。

2作目となる今年度、作付面積をどのように考え、事業展開していくのかお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年につきましては、菜種の実証展示圃場が50アール、栽培予定者が5名で495アール、合計で545アールと昨年に比べて387アールがふえたところでございます。

また、今年度から取り組み始めたエゴマにつきましては、実証展示圃場で20アール、4名の農家で95アール、合計で115アールということでございます。

なお、昨年、個人の方が40アールほど作付しておりますので、約175アールほどふえる見込みでございます。

作付面積の増加のためには、収益性の確保のための多収技術の確立や、労力の低減のための機械化体制の確立が必要不可欠だったことから、実証展示圃場での検証を進めるとともに作付対象の圃場を農家の皆さんに活用していただきながら作付面積の増加を図ってまいりたいと考えているところです。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま、機械化の検討、そして、圃場をしながら面積の増加を図る

というふうにありましたけれども、最終的にはどのくらいの取り組み面積を計画しているのか。そして、耕作放棄地対策とすれば、こちらも広報紙に掲載されていましたが72ヘクタール、その全体を対象とするのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今回のかがみいし油田計画につきましては、5年間の計画ということで続けております。

菜種につきましては、1期5年で5ヘクタールの増加を見込んでおります。

さらに、エゴマにつきましては、実際30年度からの作付になってしまいますが、毎年0.5ヘクタールの増で、2.5ヘクタールの増加を見越しております。

72ヘクタールの耕作放棄地ということでございます。全体を対象にはしていきたいと考えておりますが、耕作放棄地団地化さらには耕作地の状況を鑑みますと、全てがこちらの事業で展開できるものではございません。そういう意味では、さまざまな事業と組み合わせしながら耕作放棄地は対策していかなくてはならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それでは、最後の質問に入ります。

③の機械導入に当たっての収支シミュレーションは行っているのかについてです。

過去にも同様の質問をさせていただいておりますけれども、再確認の意味でお尋ねいたします。

最大収量を確保するためには、やはり適宜刈り取りが必須であるということには及びません。現状、まだ実証段階で外注での刈り取りということで、適宜刈り取りには至っていないように思います。

知り合いの機械屋さんに話を聞いたところ、まず1つ、刈り取りで使用される汎用コンバインは、定価で750万円程度。そして2つ目に、面積拡大や品質保持のための混入防止のためには、そういった機械が複数台必要になると。そして、最後に3つ目ですけれども、地区団体等の共同利用となれば、機械が破損したときに、誰が修繕費をそういったものを負担するのか問題になるというふうにおっしゃっておりました。

3つ目の修繕費に対する防止策とすれば、機械ごとに選任のオペレーターを配置すべきというふうに思いますが、人件費が当然必要になってきますという話でありました。

当然、町でもその程度は承知しているというふうに思いますが、機械導入のための収支シミュレーションを行っているのか、そういったことが行っているとあれば、詳細では

ないにせよ青写真的なプランがあるのか答弁いただきたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

菜種、エゴマの生産振興のためには、機械化による協力経営が必要であると考えております。

機械導入がされない場合には、生産費の4割から5割の機械の買取が委託費で占めてしまうということで、委託費でも収入が低下してしまうということになります。収入低下に当たりましては、国や県、町の公金を活用しながら、収益を確保するようになってしまうというのが現実になっております。

議員がおっしゃったように機械化導入に当たりましては、その中心となる汎用コンバインを初め、多額の導入費用が必要となります。先ほどありましたように汎用コンバイン750万、さらには900万という話もあります。そういう導入経費、さらには年間の運用費用というものが生じてくるというふうに考えております。

運用費については当然ながら償却費さらには修繕費、さらにはそれにかかる燃料、さらには人件費も含めてですがそういう運営費がかかってくるという形になります。

そういう意味ではコスト縮減を図る意味では、栽培面積を拡大するのが最低限必要になってくるかと考えております。

具体的に汎用コンバインの導入により、刈り取り用委託費用分、10アール当たり1万3,000円で行えるということになりますと、最低でも20ヘクタール以上の面積が必要になってくるかと考えております。

やはり議員がおっしゃったように、その機械の維持費、さらには運用という形になります。そういう意味では、そういう組織づくりを検討していく必要があるというふうに考えております。

ただ、こちらの菜種、エゴマにつきましても、それだけでの収入、収益といいますのは非常に難しいというふうに考えております。そういう意味では、町の半分を占める農地があるということがございますので、耕作放棄地が都市部に影響するということを鑑みれば、先ほど申したように、健康づくりの観点さらには減反という意味も含めながら、町民の理解を得ながら事業を推進していくことが必要かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） この耕作放棄地問題は、それをどうするのかだけにとどまるものでは

なく、農業の将来、そして我が国の根幹をなす国民の食を左右する国家的な問題と言っても過言ではないと認識しておるところでございます。実際、当町だけではなく全国的な問題となっており、町よりも深刻な状態にある自治体が多々存在いたします。

先行き不透明な中でのかじ取りは非常に厳しいと思えますけれども、事業の成功に向け、多角的な視点からの検証をお願いしたいというふうに思います。

最後にですけれども、一言。民間であれば赤字事業は行いません。当然のことです。ですが、行政の事業については赤字もやむなしであることは、ある程度は理解できます。ですが、やはりものには限度があります。そういったことも含め、提示していただき議論をしていくことが大切なのではないかというふうに思います。

第二小学校の大規模改修にしても、上水道第5次拡張事業にしても、耕作放棄地対策にしても、赤字はやむなし、やらなきゃならないことにお金がかかるのは、当然いたし方ないところもございます。

しかし、何度も申し上げますけれども、ものには限度があります。将来世代に負担を残すことになる莫大な事業費が見込まれる事業にあつては、計画提案する執行側は当然でありますけれども、それを議決した我々にも当然のことながら責任が発生いたします。

だからこそ、いいところも悪いところも全てをさらけ出して議論を重ね、結論を導き出していく必要があるのではないかと思うところであります。それが、将来世代への責任の果たし方であると私は思うところであります。

今回の一般質問が必ずしも執行側にとって口当たりのよい質問、または意見ばかりではないことは承知しております。ですが、そういった意見もあるということをご理解いただきまして、切に願ひ一般質問を終了させていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 菊 地 洋 君

○副議長（小林政次君） 次に、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 9月定例会において一般質問をさせていただきます。

菊地洋です。

前に登壇された方々からお話がありましたが、ことしの夏は全国的に大変暑い夏で全国の气象台で記録的な猛暑日の連続で本当に暑い夏でした。危険な暑さというふうに表現をされておりました。

そんな中、7月に中国・近畿・四国地方を襲った記録的豪雨により、約300人もの犠牲者

が出るという不安定な気候の夏でありました。そしてまた、昨日は台風21号が、当町も通過をいたしましたけれども、近畿地方では阪神・淡路大震災に次ぐ大きな停電があったという報道がありました。阪神・淡路大震災ですと260万戸の停電、昨日の台風21号では213万戸の停電ということで、平成になって一番大きな停電だったというふうに報道されておりました。そしてまた、現在であります、10名の亡くなられた方が発生をしたというふうに報道されておりました。これから、地球温暖化によりこのような暑さは毎年続くのであろうというふうに予測されておりますが、犠牲になられた方々、そして被害に遭った方々に改めて哀悼の意をささげるとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

また、来年4月には、現在の平成天皇がご退位され、新しい元号で皇太子様が天皇の座につかれるわけですが、我々国民はどんな元号がつけられるのか大変興味深いものがあると思っております。新しい時代を迎えるのだなというふうに思うわけでありまして。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

健康管理体制における健康診断についてお伺いをいたします。

初めに、現在町が行っている健康診断についてお伺いをいたします。

どのような内容の健康診断を実施しているのかについてお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

現在町で実施している健康診断につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく生活習慣病予防を目的とした国民健康の保険者として、40歳から74歳まで被保険者を対象に実施する特定健診、同じく県広域連合で運営する75歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者を対象に実施する後期高齢者健診、そして健康増進法に基づき国の指針に沿って行う胃がん、肺がん、大腸がん、女性がんなどの各種がん検診があります。

町では、これらの健康診断について、総合健診、また女性がん検診という区分でそれぞれ公共施設への集団受診と委託先病院施設での個別受診という2つの方式で実施をしております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、内容はある程度わかりました。

それで、受診率の現状と受診向上に向けた取り組みについてお伺いをしたいのですが、去る8月17日の福島民友の1面に4割弱が健康受診制度、特に30代女性が低い関心ということで、厚生労働省の調べによると、男性が72%、受診率ですね、女性が63.1%で、福島県

については、73.3%が男性、女性が65.4%というふうに報道をされております。

そこで、各種の健康診断の我が町における受診率についてお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の健康診断の受診率の現状ですが、特定健診については、平成25年度に38.7%でありました受診率が最新の統計データである平成28年度には42.3%と近年増加傾向で推移しており、福島県の平均受診率40.9%より高い状況となっております。

また、がん検診については、平成28年度の受診率で肺がん33.7%、大腸がん33.3%、女性がん26.6%となっており、これらについては県の平均受診率を上回っていますが、胃がんでは14.9%で県平均に比べて低い状況となっております。そのため、町では健康管理の第一歩である健診の受診率向上に向けた取り組みとして、年度当初の保健事業のお知らせや実施前の総合健診のお知らせの全戸配布による広報周知のほか、受診録送付時の、受診勧奨チラシの同封や未受診者への個別通知と電話による受診勧奨ヒアリング、さらには継続的な受診勧奨のための健診結果フォローアップセミナーなどを開催して受診率の向上対策に努めているところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 受診率の向上対策についても今お答えをいただきましたけれども、実際に30代の女性の受診率が低いというふうに今全国的な傾向みたいであります。この辺について我が町としては今後どのような手を打っていくのかお尋ねをしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、町の特定健康診断については40歳以上というようなくくりで実施をしているところであります。40歳未満の若年層の健康診断につきましては、在学者は、学校に行っている方ですね、そちらは学校保健安全法による教育機関での健診、就業者は労働安全衛生法による事業所での健診が法定健診として実施されているところであります。

また、このほか19歳から39歳までの法定健診の健診を受ける機会のない方についても県の健診事業として行われておりまして、県民健康調査カードによる各年度の対象町民への個別通知や申込受付など一式が県により行われているというのが実情であります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、次の質問に移ります。

現在の受診率に対する受診環境と現況並びに課題についてであります。現在の受診環境は整備されているか、また課題はないかお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

町の実施する健康診断の受診環境の現状については、町の施設で行う集団健診と各病院で行う施設健診により状況はさまざまであると思われま。このうち町の施設で行う各種健診について、総合健診では各地区の受診者の利便性も考慮して勤労青少年ホーム、公民館、成田保健センター、地区集会施設を拠点として行っており、女性がん検診では、乳がん検診を勤労青少年ホーム、子宮がん検診を公民館でそれぞれ行っております。特に総合健診では多くの町民が来場するため、来場者の待合所や受付所の設置を初め、各検査をスムーズに受診していただくための会場づくりをその都度工夫して行っておりますが、既存施設のスペースなど限られた現状での順路や配置には限界もあるため、健診をより快適に受けやすくするための施設整備が当面の課題であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま答弁いただきましたように、環境そのものは完全ではないというふうな、こんなふうな受けとめをいたしました。また、各保健センターで受診される方々については各行政区ごとに日にちが設定されて、この日にちに受けてくださいというふうな多分通知内容があるのかなというふうに思います。その日にちがずれてしまうと受診しないで終わってしまうというふうな、そういうふうな声も町民の皆様からお伺いをしたことがあります。そういうことで、日程が合わずに受診できなくなるというふうなことも過去に発生をしているようであります。

そこで、お伺いをいたしますが、今回健康福祉センターということで、町長の公約の中にもありましたように、この健康福祉センターができれば常時そこで受診をすることができるのかなというふうに考えるわけでありまして、こちらのこの健康受診の期間であればいつでもこの場所で受診ができるというふうな環境づくりをすることが大事だというふうに思います。ということで、この健康福祉センターの早期建設を望むわけでありまして、この是非についての町長の考えをお示しいただきたいと思っております。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今質問については担当課長から答弁したとおりです。健診に当たっても、いわゆる施設整備が当面の課題だと。私もそのように思っておりますし、当然私も担当課長の時もそのようになっておりました。そういう中で、この町に2つある保健センター、町の保健センター、そして成田保健センターとありますけれども、ご承知のように、その施設も対応はしていないというんですか、そういった状況でありますので、いち早くこういったものについては、これからの福祉行政いわゆる健康行政、そういったものについてはしっかりとしていく必要があるなということでは先ほどの課長の答弁でありますので、その辺についてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 町民の健康づくりのために早期な環境整備を切にお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の少子化対策における不妊治療支援についてであります。

不妊治療に関する情報提供や相談窓口の体制についてお伺いをいたします。

少子化が叫ばれてからややしばらく経過をしておりますが、不妊に悩むご夫婦もかなり町内に住んでおられると思います。

そこで、我が町における不妊治療に関する情報提供や相談窓口の体制はどのようになっているのかについてお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

不妊治療に関する情報提供や相談窓口の体制につきましては、厚生労働省の事業として平成28年度から各都道府県指定都市、一部の中核市に設置されている不妊専門の相談センターがあり、不妊に関する医学的・専門的な相談について助産師などの専門家による対応や不妊治療を実施している医療機関の情報提供を行っております。

福島県においては、須賀川市の県中保健福祉事務所を初めとする県内6カ所の保健福祉事務所の児童家庭支援チームにおいて、予約制による相談や専門電話により専門の相談窓口を設けており、町においても問い合わせに対し保健師による対応の体制など県の専門相談窓口

との連携支援を図っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） なぜこの質問を今回させていただいたかという、ある町民の方から、実際にこの情報等もわからずに、実質自分のもう自腹だというのが当たり前でありますけれども、かなりの治療費をかけて今治療をしていると。にもかかわらず、なかなか子供ができないという痛切な悩みをお伺いいたしました。

それで、町として、また県として、国として支援策はないのかという、こんなふうな質問をされました。私も調べましたけれども、実際に43歳以下、40歳まで、実質的にいうと、通算で6回ですか、15万ずつの補助があるというふうに調べております。

そこで、2番の質問に移りますが、不妊治療費に対する経済的支援策の現状についてであります。

不妊治療をされている方にお伺いをすると、経済的に高額な費用がかかり大変であるというふうにお話をしておりました。

そこで、経済的支援策として補助制度はどのようなものがあるのかについてお伺いをしたいと思います。先ほど国の補助については私が先に言いましたけれども、それじゃないものについて、執行のほうで、もしわかるものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

不妊治療に対する経済的支援策の補助制度につきましては、先ほど議員がおっしゃいました、国による補助制度、特定不妊治療費の一部助成制度がございます。この制度は、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精での経済的な負担の軽減を図るため各都道府県が実施主体となっていて行われているもので、1回当たりの治療費に対し対象者の治療内容に応じて定められた上限額までの助成を行う内容となっております。

このほかの助成事業としましては、この県による助成事業に上乘せをしたというような形で各市町村が独自で行っている補助制度があるというふうに認識をしております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、3番に入りますが、不妊治療支援の充実化のための方策に

ついてということで、鏡石町として独自の補助制度を今後実施すべきと考えるが、これは人口減少という、こういうふうな観点から考えても大変大事なところだと思いますので、この辺について町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

日本における少子化の進行、これについては未婚・晩婚化や少子化の問題、そして育児負担など、それらのさまざまな要因が複雑に絡み合っているものでありまして、極めて細かいいわゆる少子化対策を推進することがとても重要であるという考えであります。

先ほど11番の木原議員さんからもやはり今人口対策ということも踏まえてですね、鏡石町、先ほどちょっと触れなかったんですが、いわゆる平成27年の国勢調査からことしの7月までのいわゆる人口増減、これを見ますと、やはり社会的な数字については5名ほど実際はふえているんですね。なぜ人口が減っているか、これは死亡と出生の関係で出生数の数が少ないという、先ほどいわゆるお聞きしましても、この1、2年の中で60名ほど町外から来られたと。それでも、120、130名ほどが減ってしまっているという、そういうことはいわゆる死亡者の数と出生の数の差、これが大きな原因であります。そういう中で、少子化対策というのは、いわゆる子供を含めて人口を外から入れることも大事だと。でも、今いる町民の方がよりよくそういったいわゆる子育て、産み育てる環境づくり、そういったものが私は大切であるなというふうに思っております。

そういう中で、福島県、さらには県内各市町村においても、もう結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたいわゆる自治体先進事例について検討し、さまざまな事業で支援をしておりますけれども、先ほど課長からも答弁したように、国のほうでも県の補助というもののほかに各市町村の独自の補助制度導入も、当面市町村がそもそも数字の中では現在県内には30の市町村が取り組んでいるということでもあります。こういったことを我が町におきましても気を配ってやるなら少子化対策といたしまして、町民の不妊治療費に対する独自のことが必要というふうに考えて、現在子育て支援事業の安定化におきまして実施を受けました具体的な検討を進めているということでもありますので、ご理解をいただきたいなと思います。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 前向きに実施に向けて検討しているという答弁をいただきました。大変本当に悩んでいる方のお話を聞くと、実家にも頼れない、自分で費用については捻出をするしかないというふうな、こんな切実な悩みをお伺いしました。やはり町のほうでそのよう

な補助体制が組めるのであれば、この鏡石町へ住んで大変よかったというふうになってくるのではないかなど。

今現在ですと、不妊治療は平均で見ると全国的にも10人に2人ぐらいというふうな何か統計があるようではありますが、今後食べ物とかそういうものを考えたときに、10人に3人とか10人に4人とかというような、こんなに不妊治療をする方々がふえてくる傾向にあるという、こんなふうなこともマスコミで言われておりました。大変大事なことだと思いますので、この辺についてはしっかり前向きに検討していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、ペーパーレス化の取組みについてお伺いをいたします。

先日、議会運営委員会の所管事務調査で、茨城県の大洗町と美浦村の両町村を研修してまいりました。美浦村は執行が先んじてペーパーレス化に取り組み、現在は完全にペーパーレスになっている先進事例を学んでまいりました。

そこで、初めに、学校のICT事業の取組みについて、情報通信技術についてお伺いをしたいと思います。

初めに、①番として、小中学校におけるICT機器の活用状況についてお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校におけるICT機器の活用状況につきましては、現在コンピューター、タブレット型コンピューター、実物投影機、プロジェクター、デジタルテレビ、電子黒板、デジタル教科書などが整備されているところでございます。コンピューターやタブレットにつきましては、調べ学習や事前学習などに活用されており、電子黒板につきましては、主に外国語活動に活用されております。また、コンピューター教室はもちろんのこと、各教室にもインターネットに接続できるLANが整備されており、インターネットを活用した授業も行われているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、第一小学校、第二小学校、そして中学校、それぞれの学校に設備をされているパソコンは、それぞれ何台ぐらいずつ設置をされているのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

コンピューターのパソコンの設置数でございますが、コンピューター室さらには空調室、校務用を含めましての数字になりますが、一小におきましては128台、二小につきましては58台、中学校につきましては83台というような形になっております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） そうすると、一小、二小、中学校それぞれ、人数で割ればわかるんでしょうけれども、1台当たりにつき何人が使えるような数になりますか。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 5番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

定員数で申し上げます。小学校、一小、二小まとめたの数になるんですが、1台当たり5.5人の定員でございます。また、中学校につきましては、1台当たり8人の定員でございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 小学校においては、5.5というのはかなり高いレベルですね。中学校において8というのはちょっと低いレベルになってくるのかなというふうに思います。ちょっと国データなんですけれども、国で出た平成26年のデータで全国平均が6.5人に1台というふうになっておりまして、一番普及率の高いところが九州の佐賀県が4.3人に1台というふうになっているようでありまして、平均で6.5人に1台ということでありまして、小学校においては5.5人に1台ですので、平均より上回っているというふうなことであります。世界的に比べると、まだまだ日本の普及率というのはかなり低いものでありまして、この次の質問にもありますけれども、やっぱり教育レベルを向上させる意味でも教材はあると思いますけれども、この普及率というのはかなり教育レベルをアップさせる意味では高いものがあるんだというふうに考えておりますけれども、この辺についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

普及率につきましては、新たな国のICT環境整備に係る5カ年計画におきましても、目標が1台当たり3.6人という目標もございますことから、こういったパソコン等のICT機器の整備は教育力の向上に十分寄与するものと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、②番の質問に移らせていただきます。

学校ICT事業の推進により、ICT機器を学校教育に積極的に導入をすることによって教育効果を上げる考えはあるのかについてお伺いをいたします。ちょっとダブっているかもしれないけれども、改めて質問いたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

教育におけるICT機器の活用は、児童生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や児童生徒の自主性、共同的な学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものであります。先ほども申し上げましたが、国においても、第3期教育振興基本計画の中で、ICT利活用のための基盤の整備として学校のICT環境整備の促進に取り組むこととされております。ICTへのさらなる導入につきましては、現場である学校と協議をしながら今後調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 将来を担う子供たちの学力向上とは大変重要なものがあると思いますので、この辺については予算的な部分もあると思いますけれども、しっかり導入に向けて引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

行政主導による情報システムの最適化の取組みについてお伺いをいたします。

初めに、災害発生時の職員・住民等への迅速かつ正確な情報発信の現状についてお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害発生時の職員・住民等への情報発信の現状につきましては、災害の規模や種類によって複数の伝達手段について伺っているところでございます。

国民保護に係る重大な災害や武力攻撃等につきましては、全国瞬時警報システムでありますJアラートの音声情報が防災無線に通じて瞬時に情報発信されているところであります。

次に、緊急地震速報や特別警報、大規模災害の発生などの情報につきましては、災害情報共有システムであります通称Lアラートによる文字情報で、緊急速報メールやテレビ、ラジオのメディアを通じて瞬時に自動発信されているところでございます。それ以外の災害発生や警報発生情報につきましては、必要に応じて防災行政無線や広報車登録制の名簿を通じましていち早く情報を提供しているというところでございます。

なお、職員への連絡招集体制支援につきましては、災害の種類や規模ごとに、災害発生時の職員初動マニュアルに定められているように、事前に登録しております携帯、スマホ等のメールアドレスに介しまして待機や招集など必要に応じた連絡を一斉配信する方法がとられているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、2番の質問に移らせていただきます。

I C T機器の導入と活用について今後検討しているのかどうかお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

I C T機器の導入と活用につきましては、近年技術の進化が目覚ましいということもありまして、ネットワークの高速化やスマートフォン、タブレット端末の多様化など、住民生活のさまざまな場面に重要な種類となっております。

本町におきますI C T機器の導入と活用につきましては、インターネットを有したホームページによる住民情報の発信や災害時の、先ほど申し上げましたJアラート、さらに緊急速報メール、こちらエリアメールと申しますけれども、あと管理栄養士さんの訪問指導時に使用しているタブレット、臨床高齢者に必要な探索機系の補助などが依然活用されております。さらには転圧なものとしたしましては、かんかんてらすにはデジタルサイネージによります観光情報の提供や公衆無線LAN、Wi-Fiの整備をしたところでございます。

まだまだ先進自治体の取組みには至っていないところであり、これらの時代の要請部分もありますので、避けて通ることはできない問題でございますので、今後も福祉や防災などいろいろな面でI C Tを活用した住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ご答弁いただきました。

それで、先ほど冒頭に話をさせていただきましたが、美浦村においてはもう完全タブレット、完全にペーパーレスということで、タブレット端末を利用した完全ペーパーレス化がもう図っておられました。これは執行主導でほとんどペーパーレス化に成功したというふうなことでありまして、今後いろんな印刷物、印刷をして配布をしようと大変な作業があるわけがありますけれども、またこのタブレットを導入するのにもかなりの初期費用がかかってくるかと思いますが、このタブレット端末の導入について考えているかどうかについて重ねて伺いをいたしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員のほうから、美浦村の先進事例とか、完全にという部分のペーパーレス化は考えていないのかとの質問というふうに思いますけれども、タブレット端末による完全ペーパーレス化につきましては、行政事務の軽減や簡素化あるいは印刷経費の削減にもつながるというふうには考えておりますけれども、一方、ICTの対策、導入経費、そして高価な納品によって使えることが必要であるというふうに思っておりますし、また費用対効果、これについても十分な検証をした上で、美浦村も含めて市町村の先進事例を参考にしながら、今後のいわゆる総合的な取り組み、そういったものを判断にしていきたいということですので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 私も最初ですね、大変失礼な言い方かもしれませんが、70を超えた方々にこのタブレット端末の使用を完全に使いこなせるかという懸念は持っておりましたが、美浦村で検証させていただいて、最初1カ月ぐらいちょっと戸惑ったけれども、大変、今タブレット端末を使うことによって時間的なロス、そんなものがなくなったというようにお話をいただきました。なれるのに約1カ月ぐらいかかるかもしれませんがというようにお話を何度かいただきましたけれども、ぜひタブレット端末を導入できる方向性で検討いただければというふうに思います。

以上、何点か質問をさせていただきましたが、検討するだけではなくとどまらずに、いずれも予算を伴う大きな3点の質問でありましたけれども、町民本位の立場から積極的な執行

運営をよろしくお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 橋 本 喜 一 君

○副議長（小林政次君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） こんにちは、3番、橋本喜一でございます。

9月定例議会、最終4番目に登場させていただきました。お疲れのところでしょうけれども、皆様方のご指導のもと一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ことしも自然の脅威とまで思える災害が全国各地で見られました。6月末から7月8日ごろにかけての台風7号と梅雨前線の影響による西日本集中豪雨では、225人の死者、多数の行方不明者に対して哀悼の意を表します。そして、多くの被災された方や避難生活を送られている方々にお見舞い申し上げます。また、関東・甲信地方では、6月末に梅雨が明けるといふ異常気象で記録的な猛暑が続き、気象庁でも命の危険がある暑さ、災害だと認識していると表明していました。さらに、きのうの台風21号では、ことし最強だということで、甚大な被害が出ているようです。100万人超の方に避難勧告が出され、死亡者や多数のけが人も出ているようです。本当に人ごとではない情報に心を痛めております。人の力は自然の猛威の中では我が身を守るぐらいかなと思っております。それは全く無力、一つできるとすれば、早目に何らかの行動をとり早目に避難をするということです。

それでも、明るい話題として、先日まで行われていましたジャカルタ・アジア大会です。金75、銀56、銅74、合計205個のメダルを獲得して大いに盛り上がりました。何十年ぶりの金とか何大会ぶりの金ということで、2020東京オリンピックに向けて大変期待の持てる結果だと思います。中でも、MVPをとった水泳の池江璃花子さんは出場した8種目で8つのメダルをとり、その中の6つが金メダルをとるといふ日本人初を達成したことに大変感銘を受けました。

また、100回目を迎えた夏の甲子園では秋田の金足農業が決勝戦に進み、惜しくも敗れ準優勝でしたが、すばらしい戦いを見せてもらいました。全国117校まで減っている公立の農業高校での中、県内出身の選手でまとめ上げられたチームに頼もしさを感じました。当町にも岩瀬農業高校があり、かつて48年前の第15回全国軟式野球大会で全国優勝をしております。夢は思い続けなければかなえられる、ぜひ東北の球児に白河の関を越えた真紅の大優勝旗を

見せていただきたいと思います。

それでは、通告書に基づき質問に入ります。

1番の町長の政治姿勢についてであります。

遠藤町長におかれましては、6月から3期目をスタートさせたわけですが、町長選挙において幾つかの公約を挙げられました。サロンパスのようなこう薬は張って効くものでありましようが、しかしながら、選挙公約は守って初めて町政、町民の役に立つものであります。その中で、(1)番の駅東第1土地区画整理事業第3工区の取組みについてお伺いいたします。

初めに、第3工区の整備事業の概要についてであります。

長年進められてきた駅東第1土地区画整理事業もここに来てようやく第1工区には約50戸の家屋が建築され約100世帯の方々が住むようになり、大変喜ばしい限りであります。

そこで、質問ですが、今後における第3工区の事業概要についてお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、新たな都市基盤の形成と公共公益施設の整備を目的に土地区画整理事業を施行しております。第3工区の土地利用計画につきましては、約12.7ヘクタールの施工面積のうち、5.3ヘクタールを幹線沿線・幹線沿道にふさわしいサービス施設や日用品店舗が立地できる地域に、また4.0ヘクタールを住宅、店舗、事務所の立地できる地域に、そして3.4ヘクタール部分を居住地域に分けることで商業と住環境の調和を図ってまいりたいと考えております。

第3工区の道路計画につきましては、県道成田・鏡田線を主幹線とし、都市計画道路2路線、延長8キロメートル、区画道路23路線、延長2.5キロメートル、歩行者専用道路4路線、延長0.2キロメートルの合計29路線、延長3.7キロメートルの配置を計画しております。現在は、道路等の測量設計及び換地業務を土地区画整理審議会及び地権者のご協力をいただきながら進めている状況であります。また、本事業と連携しまして公共公益施設用地を先行取得しておりますので、その一部を第3工区内に集約換地をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 第3工区では、5.3ヘクタールの中にサービス施設とかを誘致するということではありますが、今東北線の西側に点在している商業施設はありますが、東側にはそういう商業の施設がないということで、大規模ではないでしょうけれども、町の

ほうでその働きかけなどはされるということはあるですか、伺います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ただいまご説明を申し上げました第3工区内につきましては、おただしのような商業施設を配置できるような土地利用計画となっているということでございます。町の町有地につきましては公共用地として公益施設の配置を考えていると、こういうことでもあります。使用土地所有者の皆様方に配分する換地についてこういった土地利用が可能であるというような説明はさせていただきながら、なお商業施設が必要だという町民の皆様方のご要望もいただいているところでありますので、地権者の皆様及びそういった関係者の皆様方にこういった土地利用ができますよというような町としての働きかけは今後も必要であろうかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そういう、町でそのような考え方を持っているのであれば、ぜひ商業施設の計画なども入れてはどうかなとは思っています。

次に、②番の町が先行取得した土地の集積動向についてお伺いいたします。

面積で2.48ヘクタールがある状況ですが、第3工区の整備の方向性としてどのような考え方で整備促進を図るのかお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ただいま①番の中の備わった商業施設とか、そういったものも関連するわけでありまして、けれども、いわゆる第3工区を進めるに当たりまして、町が先行取得しました土地、公共施設用地、3工区には2.4ヘクタールございます。これを集約させていただきましていわゆる駅東区画整理事業の核となる施設を配置することで、この区画整理事業の効果いわゆるグレードを高めてまいりたいというふうに考えております。こういったことがあって、先ほどの商業施設につながるということです。

具体的には、3工区内に町のいわゆる先行した2.4ヘクタール、これは換地後、約1.8ヘクタールの大規模の街区を配置して、そして、ここに公共公益施設用地として先行取得としてのそのところに集約・換地を図ってまいりたいというふうに思っております。集約・換地を図るために第3工区の換地案につきましては、土地区画整理審議会におきまして先月説

明を行いました。現在、地権者への説明を今実施しております、その合意形成を現在図っているということでもありますので、この合意が図られれば今すぐに次に進んでいきたいと。現在、地権者協議は個別にやっております、約半数の方に接触をして、今のところはこの状況の案ですけれども、今ご理解をいただいているという状況であります。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その換地業務が終わらない限りは、そのようなことが整備促進も進まないのかなとは思いますが。

次に、③の（仮称）保健福祉センターの建設についてお伺いいたします。

4月6日に私たち鏡政会の活動の一環として5項目にわたる要望書を遠藤町長にお渡ししました。その中の1項目めの第3工区内における福祉センターの早期着工、早期完成の推進についてを要望したところであります。

町においては、2カ所の保健センターがありますが、実際には機能していないのが現状であります。公約に挙げておられました「優しさと健康、笑顔と進化するまちづくり」に向けて本町における駅東の防災拠点、町民の保健福祉施設の核となる公共施設として（仮称）保健福祉センターをどのような整備計画を持って進めているのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは先ほど4番議員の古川議員さんからもあったおたがいで、先ほど答弁したとおりであります。

この町の保健センター、現在2つあるということで、その体をなしていないということも先ほど申しあげました。もう一つ、老人センター、これも老朽化をしている。さらに、行政機関の機能である健康部門、福祉部門いわゆる衛生部門、その施設も勤労青少年ホーム、ご存じのとおり、全く手狭ですきまがないとか、そんな事実になっているという状況でございます。そういったことで、これからの少子高齢化対策、さらには健康福祉サービスの向上を図るために、拠点施設としまして、仮称ということでもありますけれども、防災機能を備えました健康福祉センターの建設を考えていきたいということでもあります。建設場所については、先ほどの街区の話もありましたように、駅東の第1土地区画整理事業の3工区内に町の所有地、集約、先ほど1.8ヘクタールとお話し申しあげたけれども、その建設用地を確保したいというふうに考えております。

現在、まちづくり調整グループを中心に庁内調整会議において、この施設整備に係る具体

的な導入機能等も含めまして、さらには他市町村の類似施設を視察したり調査研究を進めるとともに、財源等を含めました中で建設計画策定におきまして現在協議を図っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そこでですけれども、早期実現をするため、町長の公約に挙げた建設実現に向け、3期目の4年間で具体的にいつごろまで建設するのか、町長からの決意をお聞かせください。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど、駅東の3工区についての審議会をやりまして、現在地権者にそれぞれいる3工区の換地について説明をさせていただいております。その説明が今約半分、30軒ほど地権者がおるんですが、約半数の方に今接触をして、現在のところその状況は大変よい状況だというふうに聞いております。これは今、今月いっぱいを目標にもう話し合いを進めて合意形成を図っていきたいということでございますので、その合意形成が図られれば直ちにこの1.8ヘクタールがまとまるという、そういう状況をつくり出されますので、そのような方向で庁内で検討してまいりたいということでもあります。

時期についてということでございますけれども、これについては今年度中に合意形成をして決まりますので、来年度以降、2、3年の中で私はできるのかなというふうに考えているところです。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 3工区内に福祉センターができるということになれば、本当に道路の脇になりますので、あそこは大分目立つのかなと思いますので、早期の実現を願いたいと思います。

それで、財源についてであります。6月の議員研修で沖縄県南風原町のちむぐくる館という施設を拝見させていただきました。そこは保健福祉課、社会福祉協議会、社会教育委員会も一部入っている多機能型の施設でした。総合保健福祉防災センターという名称で、防災という言葉を入れたということで国のほうからまちづくり交付金が4割も出た話も聞きましたので、その建設費用の財源については検討されているのかお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても今議員さんからちょっとご質問があった、お尋ねがあった、そういったことも含めて、この財源も含めて検討していると。

もう一つは、やはり何といても、今勤労青少年ホーム、役場も一部として使用しているという、そういったことも含めて、例えば庁舎基金、そういったものも手直しをしながらつくる必要もあるし、もう一つは、平成の初めのころ国から交付税として入った基金、こういったものの活用方法、そして、今議員さんが言われた、国のほうの補助と、そういったものを含めてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その辺の議論をいっばいして、できるだけこういうコストのかからない、そして立派な施設をつくっていただきたいと思います。

次に、（2）番の上水道第5次拡張事業の取組みについてであります。

先日の定例全員協議会で精査した事業費概要について説明がありましたが、総事業費が約60億円となるようであります。議会においても現地調査を実施し、浄水場における老朽化等切迫している現状を見ますと、早期の事業推進が望まれるわけであります。

それで、①のJ R東北本線配水管の推進工事の概要と進捗状況についてお伺いたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

上水道第5次拡張事業においては、水資源の整備や導水管、配水管布設など、耐震性を考慮しつつ水道施設整備に取り組んでおります。

J R東北本線配水管推進工事につきましては、駅西側の配水管口径が細いことや新たな浄水場より既存市街地への水道水の安定供給を図るため、J R東北本線の線路下を横断する水道管を布設する工事となります。推進工法としては、線路下およそ3メートルの位置に口径500ミリメートルのさや管、この内側に口径250ミリメートルの水道配水管を布設するもので、駅東側の公園内から駅西側の商工会駐車場出入口付近まで約50メートルの計画となっております。現在、4月23日付で東日本旅客鉄道株式会社仙台支社に線路下横断推進工事設計確認申請書を提出しております。現段階では設計審査中であり、許可を得た段階でJ R東日本側と協議をしながら工事の発注に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今の話ですと、JR東北線の下は50メートルあり1本の水道配水管でいくということですが、町内においても7年前の記憶がよみがえるところでありますが、あのすさまじい現状があります。

そこで、JRと公共用地内での配水管埋設工事ですが、これは約2、3メートルのスパンでジョイントにつないだり、どんなに曲がっても折れずに腐食、破損しないパイプが開発されたとも聞いておりますが、このような検討はなされているのかお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

水道の配水管の種類にはいろいろございます。鉄管、ビニール管、ポリエチレン管といろいろな物がございます。この中で一番耐久性が高く丈夫なもの、これがダクタイル鋳鉄管という鉄管になります。ですので、町の導水管、配水管等主要なところの配水管、特に口径が大きいところの配水管については鉄管を配管するというようなことになっておりますので、一番丈夫なもの、耐久性のあるものを使いまして工事を進めていく考えでございます。

以上です。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 一番丈夫だということなので、安心しました。

次に、②番の現経済状況下において建設費用の低コスト化は図れるのかについてですが、この件に関しても、鏡政会において要望に挙げておいたところであり、先日の定例全員協議会においても説明があったわけですが、少しでも低コスト化を図るべきだと思いますが、その点について現時点で検討している内容をお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

日本経済は官民を挙げたオリンピック事業が本格化すると見込まれており、首都圏でのオリンピックの影響による材料、資材関連の加工製品や原材料の価格高騰も懸念されております。さらには、深刻な人手不足に加えて、いわゆる3K、きつい、汚い、危険な職場として敬遠されていることが影響しており、労務費の高騰が発生をしております。このような状況下において建設費用の低コスト化は難しいと考えられますが、当然のことながら、過剰投資

とならぬよう事業全般にわたり可能な限りの経費削減と効率的で効果的な事業運営ができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また、新浄水場の実施設計においては、設備等の経済性の検討を実施しましてランニングコストの低減を図っておりますので、維持管理の効率化を概念に水道事業の使命であります安全で安心な水の安定供給と良質な水資源の保全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

ご答弁申し上げます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今建設費用の削減ということは現経済状況下では難しいかとは思いますが、そのようにといても計画は推進しなくてはいけないと思います。先日のスケジュール表のとおりではなく、できるだけ早急に建設することでコストの削減にもつながると思いますが、その辺の検討は考えられないかお聞きしたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

工事期間というものでございますが、今般計画しております新浄水場はかなり大規模なものでありますので、複数年の工事期間が考えられております。ですので、工事期間が延びれば延びるほど工事費がかさむということは考えられることとございますので、できるだけ効率的な工事ができますよう等、これらの検討を課題とさせていただきたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当にすごい額の事業費でございますので、それは低コスト化を図るということを希望しまして、次の質問に入らせていただきます。

安心・安全・安定的な水道水はいつごろから給水できるのかについてであります。

遠藤町長が選挙中に水道水の色等について話されておりましたが、現在の旭町の浄水場設備においては、数値としては4からは下がらないこと、新浄水場が完成すれば1まで下げることができるということでした。町民においては、下着、タオル等の黄ばみ、トイレの汚れ、皆さん大変困っております。

そこで、遠藤町長におかれましては、3期目の任期中、4年間に完成を見ることができるとお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁を申し上げます。

新たな浄水場からの水道水でございますが、いつごろから給水ができるのか、工事の完了はいつごろになるのかというおたがしでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

水道は住民生活に欠かせないライフラインの役割を担っており、日々安全で安定した水道水の供給を確保するため水道施設の整備、更新や維持管理に努めております。

新浄水場建設に向けては、今年度工事積算業務委託を発注しております。現在、平成31年度新浄水場建設工の発注、既存水道施設等の運用確認や通水試験等を行う期間も含め、平成35年度の工事完了を想定しております。

ですので、皆様へ供給できるようになるのは平成36年4月ごろを予定しているところでございますが、しかしながら、旭町浄水場の老朽化が進んでいることから、工事等で前倒しできるものは前倒しをして、できるだけ早期の給水開始を心がけたいというふうを考えてございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○副議長（小林政次君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足してご説明を申し上げます。

担当課において今、今まで36年4月を予定しているということでもありますけれども、しかしながらということがありましたように、旭町の浄水場、先ほど議員さんが言われたように私も前にもお話をさせていただきましたけれども、コストがやはり高いというんですか、値も下げたような、あるいはこの第5次の上水道の計画、そもそも平成32年3月に完成をするという、そういった計画でありましたが、これはいわゆる震災等のいろんなこともございましておこなっているところでもあります。そういう中では、安定した水道水をいち早く給水することが我々に向けられた課題であります。そういう中で、しっかりと、課長が言われたようなことも含めて、一日でも早くその目標に向かって対応していきたいと。

私の気持ちでは34年の末に供給したいという、私のこれはあくまでも気持ちなんです、そういうことではありますけれども、このような調整の中で、しっかりとそういう中で進めていきたいという考え方で皆さんにご理解をいただきたいというように思います。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今町長のお考えですと、34年度末までに給水できるようになるのかなということでしたけれども、任期中にぜひとも自分の念願であった浄水場ができて、そこから水が供給できるように願いたいと思います。

最後に、イランからの原油輸入がストップし、ガソリンその他の石油製品の値上がりが予想されます。そして消費税も上がるということがありますので、その辺も頭に入れながら早期の着工をお願いし、少しでも早く安心・安全・安定的な水道水が給水できるようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小林政次君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○副議長（小林政次君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、あす9月6日から13日までの8日間休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から13日までの8日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○副議長（小林政次君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 2時39分

第 3 号

平成30年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年9月14日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第224号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第225号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第226号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第227号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第228号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第229号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第230号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第231号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第232号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 決議案第 8号 議会改革特別委員会設置に関する決議(案)について
- 日程第12 請願・陳情について
各常任委員会委員長報告
- 日程第13 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第15 意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

出席議員(10名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君

10番 今泉文克君
欠席議員（1名）

11番 木原秀男君

12番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
総務課長	柳沼英夫君	税務町民課長	橋本喜宏君
福祉こども課長	関根邦夫君	健康環境課長	菊地勝弘君
産業課長	根本博君	上下水道課長	吉田竹雄君
都市建設課長	小貫正信君	教育課長	角田信洋君
会計管理者 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	柳沼和吉君
農業委員会 会長	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君
教育委員会 職務代理者	力丸次雄君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

本日は、議長が病気欠席のため、副議長であります私、小林が、地方自治法第106条第1項の規定に基づきまして議長を務めます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

◎議事日程の報告

○副議長（小林政次君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第4号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第1、認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔決算審査特別委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（決算審査特別委員長 長田守弘君） おはようございます。

それでは、審査の結果を報告いたします。

平成30年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成30年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、長田守弘。

平成30年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は平成30年9月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、議会会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開催時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に報告いたします。

平成30年9月10日（月）、午前9時55分、午後5時3分閉会、委員全員、議会会議室。

平成30年9月11日（火）、午前10時、午後3時58分、委員全員、議会会議室。

平成30年9月12日（水）、午前9時55分、午後1時11分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第4号 平成29年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成29年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりである。

平成29年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成29年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上報告いたします。

○副議長（小林政次君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 平成29年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第224号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第2、議案第224号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第224号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の処理並びに地方交付税の減額、総合行政ネットワーク構築及び子ども・子育て支援事業関係業務委託経費などの増額補正予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,780万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,784万4,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第2表、地方債補正。

1、変更であります。

このたびの変更につきましては、臨時財政対策債を起債の限度額を1億7,090万円から1億7,500万円に増額するものであります。

次に、18ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第224号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第225号及び議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第3、議案第225号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第226号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、橋本喜宏君。

〔税務町民課長 橋本喜宏君 登壇〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） それでは、ただいま一括上程されました議案第225号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第226号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書30ページをお願いします。

初めに、議案第225号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成29年度会計の決算に伴う繰越金及び平成30年度国庫税額の変更等によります補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,148万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,771万2,000円とするものであります。詳細につきましては、36ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 次に、43ページをお願いします。

続きまして、議案第226号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成29年度の決算に伴う繰越金の増額による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億614万円とするものであります。詳細につきましては、48ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご

説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第225号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第226号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第5、議案第227号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第227号の平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
50ページであります。

このたびの補正につきましては、平成29年度会計の決算に伴う繰越金及び国庫補助金等の実績による返還金等による補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,714万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,514万円とするものでございます。

詳細につきましては、56ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第227号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第228号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第6、議案第228号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計

補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第228号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

63ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の増により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,741万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（根本 博君） 以上、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第228号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第229号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第7、議案第229号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第229号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

資料の71ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正につきましては、平成29年度決算に伴います繰越金の精算による補正を計上するものであります。歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,999万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書76ページにて説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第229号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第230号～議案第232号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第8、議案第230号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第231号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第10、議案第232号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第230号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第231号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第232号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、79ページをお開きください。

議案第230号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

このたびの補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,150万7,000円とするものであります。

内容につきまして、84ページから事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、87ページ、議案第231号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、29年度決算に伴う繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,190万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、92ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、94ページをお願いいたします。

議案第232号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、道路工事等に関連しての水道施設の移転補償の増額補正、またこれに伴って実施する水道施設の移転工事費や、水源のポンプの破損、用水器の破損箇所修理及び浚渫工事の修繕費の増額補正でございます。第2条収益的収入及び支出においては、収入、第1款水道事業収益第1項営業収益の議決予定額に、726万5,000円を増額し、総額を2億8,247万6,000円に、支出、第1款水道事業費用第1項営業費用の議決予定額に1,978万7,000円を増額し、2億4,224万4,000円、第4項予備費の議決予定額から1,252万2,000円を減額し、1,941万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、96ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第230号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第231号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第232号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎決議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第11、決議案第8号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま上程されました決議案第8号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について説明申し上げます。

平成30年9月14日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

議会改革特別委員会設置に関する決議。

標記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

決議案第8号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、特別委員会を設置するものとする。

このたびの議会改革特別委員会の設置の理由を述べさせていただきます。

地方分権と地方自治の時代にふさわしい、町民と身近な意思決定機関としての議会及び議員活動の活性化と充実のために、本年4月から鏡石町議会基本条例が施行されました。今回、議会基本条例の第26条に規定されている議会広報公聴の充実の理念に基づき、広報編集委員

会の常任委員会化についての調査検討を行うため並びに先日の新聞報道等であったように、地方議員のなり手不足が話題となっている中、我が議会にあっても基本条例第24条に規定されている議員定数及び議員報酬の考え方に基づく町村議会議員の報酬等のあり方についての調査検討を行う必要があることから、議会改革特別委員会を設置するものであります。

記。

1、名称。議会改革特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条による。

3、目的。①広報編集委員会の常任委員会化についての調査検討。②町村議会議員の議員報酬等のあり方についての調査検討。③その他、議会改革に関する総合的な調査検討。

4、委員の定数。10名。

5、調査の方法。調査終了まで閉会中も継続調査とする。

6、調査費用。議会費の中で行う。

平成30年9月14日。鏡石町議会。

以上説明を申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

決議案第8号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま決議案第8号により設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、

委員会条例第5条第2項の規定によりまして、議長において指名いたします。

1番、私、小林政次。3番、橋本喜一君。4番、古川文雄君。5番、菊地洋君。6番、長田守弘君。7番、畑幸一君。8番、井土川好高君。9番、大河原正雄君。10番、今泉文克君。11番、木原秀男君の10名を指名いたします。

ここで、議会改革特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時08分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に木原秀男君、同副委員長に私、小林政次君が選任されました。

◎総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、陳情第19号から陳情第22号に関し、4件を一括して総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） ご報告申し上げます。

平成30年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は平成30年9月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定しましたので、会議規則第89条の規定によりご報告申し上げます。

記。

開催月日、平成30年9月7日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時12分。

出席者、委員4名。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、吉田、須賀、面川副課長、教育課、角田課長、大河原副課長。

付託件名。陳情第19号 学校給食費の無料化を求める陳情書について。陳情第20号 国に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出についての陳情。陳情第21号 県に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出についての陳情。陳情第22号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

審査結果。陳情第19号は継続審査すべきものと決した。陳情第20号は継続審査すべきものと決した。陳情第21号は継続審査すべきものと決した。陳情第22号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第19号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。陳情第20号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。陳情第21号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で継続すべきものと決した。陳情第22号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上です。

○副議長（小林政次君） これより総務文教常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。
これをもちまして一括質疑を終了いたします。
これより一括討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。
これをもちまして一括討論を終了します。
これより採決を行います。
初めに、陳情第19号についての採決を行います。
本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。
したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。
次に、陳情第20号についての採決を行います。
本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第21号についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第22号についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書についての件を産業厚生常任委員長より報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成30年9月14日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

陳情審査報告書。

本委員会は平成30年6月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定によりご報告します。

記。

開催月日、平成30年9月7日。開議時刻、午前9時59分。閉会時刻、午前11時14分。

出席者、委員5名。開催場所、第1会議室。

説明者。健康環境課、菊地課長、河合副課長

付託件名。陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。

審査結果。陳情第18号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第18号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め、審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○副議長（小林政次君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま産業厚生常任委員会から提出されました「移植ツーリズムを考える会」の臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める意見書について、反対討論を述べさせていただきます。

「移植ツーリズムを考える会」における臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める意見書について、ただいま産業厚生常任委員長において採択すべきものであるというふう
に報告がありましたが、原案は6月12日の議会においての継続審査というふうになってお
りました。そして、この団体についてインターネット、また、担当課の説明書を読みますと、
その内容の反対の一つに、中国の臓器狩り犯罪に関する人権問題の周知である、2つ目に、
臓器移植目的の中国への渡航を禁ずることの法の整備化である、という以上の2点が団体の
設立趣旨であるようで、本文には一切この内容が記述されておりません。見えない部分
が多々あると考え、当議会としては慎重に対応すべきであると考えます。

参考までに、天栄村議会は否決だったそうであります。

よって、本陳情については、不採択とすべきものであると思いますので、多くの議員の皆
様の賛同のお願いを申し上げ反対討論といたします。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） ほかに討論はありませんか。

〔「議長、10番」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまは、5番菊地議員のほうからは、この臓器移植の環境整備
を求める内容につきまして反対とのご意見がございました。1つは、その提出の団体が、臓

器移植に係る人権の問題とか、あるいは中国渡航禁止とかというふうな理由があったように伺いました。

この提出団体は、ここで求めている環境整備ということには何ら関係が、私はないと思います。提出者がもし献納であれば賛成、あるいはほかの反対する団体であれば反対ということではなく、この臓器の移植環境整備を求める内容を我々鏡石町議会としては、当然議論すべきことであり、隣の天栄村が否決したからと、別に我々は隣接市町村に左右されることはないのであります。

鏡石町議会は、鏡石町の町民のことを思い、議会としての位置づけ、議員としてのこの考えを持って、賛成、反対を述べればいいことであって、なんら近隣市町村の議会から左右されていたのでは鏡石町議会の存続意義がないわけであります。

この臓器移植につきましては、私が申すまでもなく、ここにも記載されておりますが、年間で64人しか提供者がない。しかし、ここにあるように希望者は1万4,000人ということで、この充足率は0.45%でございます。我々体が丈夫であれば、こういう必要性はないのかもしれませんが、私も病を患った一人として、健康に対する対応は、力強く町政で歩んでいかなければならないというふうに、今、強く感じております。

このように、町内にも多くの臓器移植希望者が住んでおります。また、提供者が非常に少なく、病気の進行がある、あるいは長生きできる可能性が少なくなっている、それから手術の費用が高く財政的負担がその個人には大変大きく、対応が必要であります。あるいは病院の設備や医療者への確保など、多くの臓器移植の環境の整備が早急に必要である、あるいは確実にしなくてはならないということは、明白であります。

この問題は、鏡石町だけで環境整備することは不可能であり、よって国の政策で解決する必要性を強く感じるものであります。

本陳情書は、鏡石町議会として採択すべき議会の使命であり、委員会の満場一致での賛成であり、議会としても賛成するように皆様に求めて賛成の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○副議長（小林政次君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○副議長（小林政次君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決しました。

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○副議長（小林政次君） 日程第13、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○副議長（小林政次君） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時27分

開議 午前11時28分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長（小林政次君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第15として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第15として議題とすることに決しました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第15、意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より趣旨理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平成30年9月14日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しております。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られた中での、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」などの地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しております。特に、「トップランナ

一方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっております。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものでございます。

要約、長文でございますので、まとめに入ります。

記。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括のケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化の緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行政財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する方定率の引き上げを行うこと。

7、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年9月14日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三、内閣官房長官、菅義偉、総務大臣、野田聖子、財務大臣、麻生

太郎、経済産業大臣、世耕弘成、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、梶山弘志、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）茂木敏充様。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） これをもちまして趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（小林政次君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○副議長（小林政次君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

第13回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり認定、同意、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今定例会は決算議会と言われるように、平成29年度決算審査が特別委員会において行われ

たところでありましたけれども、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、これから実りの秋を迎えますが、議員の皆様方にはくれぐれもご自愛をいただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○副議長（小林政次君） これをもちまして第13回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年9月14日

議 長 渡 辺 定 己

副 議 長 小 林 政 次

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 井 土 川 好 高